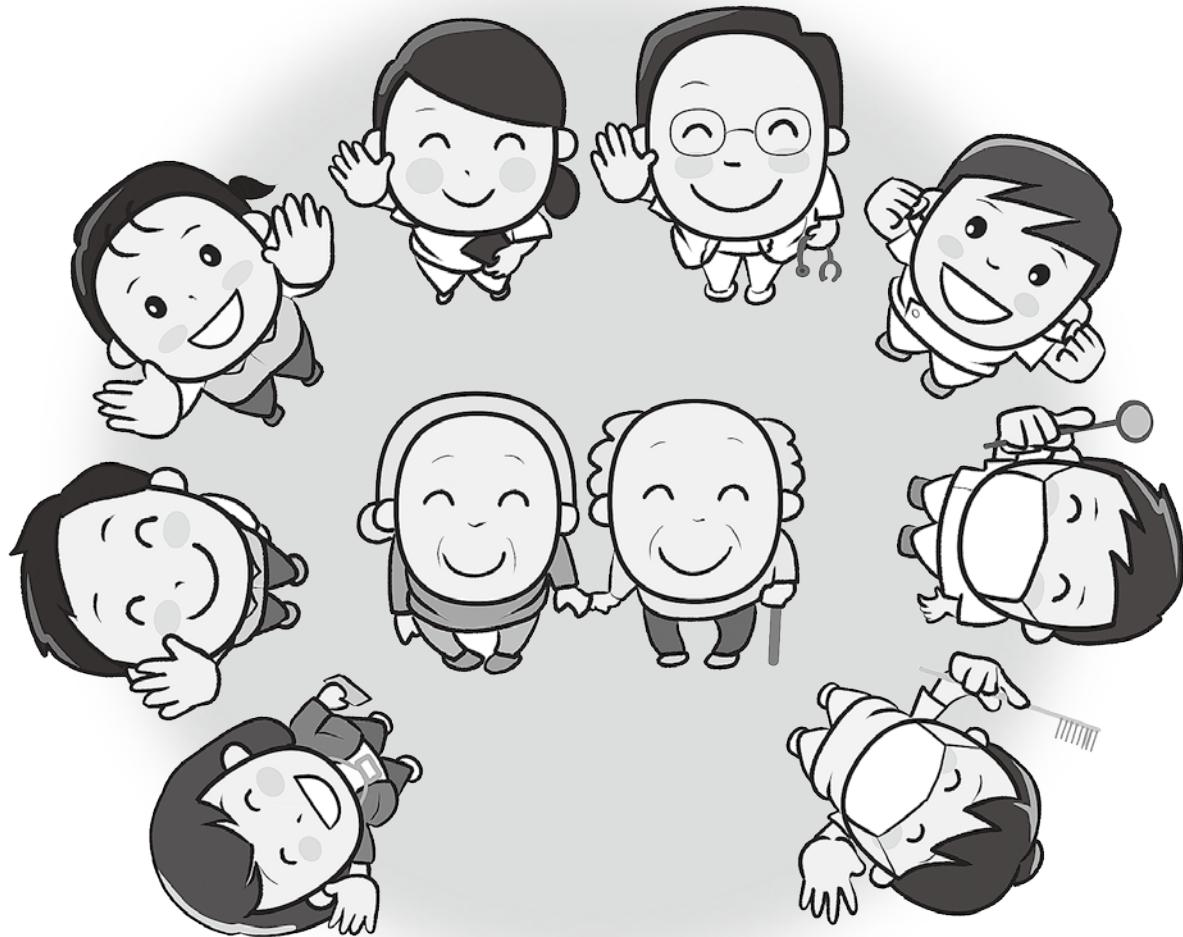


高齢者と障害者のための 福祉・保健サービス

令和6年度



三次市

(主な内容)

高齢者の福祉サービス・介護保険制度・障害者(児)の福祉サービス・相談サービスなど

もくじ

1 福祉、保健に関する窓口	1
(1) 市役所内の業務窓口	1
(2) 三次市福祉保健センター内の各種相談窓口	2
2 高齢者の福祉	3
(1) 相談窓口	
○三次市地域包括支援センター	3
○老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	4
○認知症等に関する相談	4
(2) 介護保険のサービス	
○介護保険サービスを利用するには	6
○介護保険料	7
○介護（予防）サービスの利用料	8
○介護保険で利用できるサービス	11
【居宅サービス】	11
【施設サービス】	14
○低所得者の利用者負担の軽減	15
(3) 介護保険の周辺サービス	
○訪問指導事業	17
○健康相談事業	17
○トレーニング拠点定期指導	17
○配食サービス	18
○介護用品購入助成事業	19
○生活管理指導短期宿泊事業	19
○緊急通報システム事業	20
○高齢者等見守り隊事業	20
○認知症高齢者等生活援助事業	21
○認知症高齢者をかかえる家族支援事業	21
○認知症高齢者等保護情報共有事業	22
○成年後見制度利用支援事業	22
(4) 介護保険以外の施設サービス	
○小規模共同生活型施設	23
○生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）	24
○サービス付き高齢者向け住宅・高齢者向け優良賃貸住宅 有料老人ホーム、養護老人ホーム	25
3 障害者（児）の福祉	26
(1) 相談窓口	
○三次市障害者支援センター	26
○備北障害者就業・生活支援センター	27
○相談支援事業所	28
○身体障害者・知的障害者相談員	28
(2) 障害者手帳制度	
○身体障害者手帳の交付	29
○療育手帳の交付	29
○精神障害者保健福祉手帳の交付	29

(3) 障害者福祉施策	
○自立支援給付・障害児通所支援制度	30
①介護給付	31
②訓練等給付	32
③相談支援事業	33
④補装具	33
⑤障害児通所支援	34
○地域生活支援事業	35
①コミュニケーション支援事業	35
②日常生活用具給付事業	36
③移動支援事業	37
④地域活動支援センター事業	38
⑤福祉ホーム	38
⑥生活支援事業（障害児生活訓練事業）	38
⑦日中一時支援事業（短期入所型・放課後一時支援型）	39
⑧訪問入浴事業	41
【日常生活用具の種目等】	42
○医療費公費負担制度	44
①重度心身障害者医療費公費負担制度	44
②精神障害者医療費公費負担制度	44
③自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付	45
④自立支援医療（精神通院医療）の給付	45
○年金・手当等	46
○障害者手帳をお持ちの方のその他制度	47
○サポートファイル	49
○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	49
4 生活に困窮されている方への相談支援	50
○三次市生活サポートセンター	50
5 社会福祉協議会のサービス	51
○権利擁護センターもみじ	51
○福祉サービス利用援助事業『かけはし』	52
○ふれあい福祉相談	52
○福祉用具短期貸出制度	53
○ボランティアはるかぜネット	53
6 その他のサービス	54
○いきがい・生活	54
7 資料編	55
○三次市民生委員・児童委員及び主任児童委員一覧	55
○三次市内介護保険事業所・施設一覧	59
【居宅サービス】	59
【施設サービス】	62
【地域密着型サービス】	62
○三次市内障害者（児）関係施設・事業所一覧	63
【障害福祉サービス事業所】	63
【地域生活支援事業所】	65
【児童通所支援事業所】	66

1. 福祉、保健に関する窓口

(1) 市役所内の業務窓口

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1 三次市役所



(三次市ホームページ)

高齢者福祉課

高齢者福祉係 TEL (0824) 62-6145
FAX (0824) 62-6285
(三次市役所本館2階) E-mail koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp

- ・高齢者福祉に係る各種事業の実施
- ・高齢者の生活支援
- ・高齢者の生きがい対策
- ・介護予防事業の実施
- ・成年後見制度の利用支援 など

介護保険係 TEL (0824) 62-6387
FAX (0824) 62-6285
(三次市役所本館2階) E-mail koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp

- ・要介護認定に関すること
- ・介護保険被保険者証に関すること
- ・要介護認定調査 など

社会福祉課

社会福祉係 TEL (0824) 62-6146
FAX (0824) 62-6285
(三次市役所本館2階) E-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

- ・民生委員・児童委員に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・援護事務に関すること など

障害者福祉係 TEL (0824) 65-2051
FAX (0824) 62-6285
(三次市役所本館2階) E-mail fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

- ・障害者（身体・療育）手帳の交付
- ・障害者自立支援制度の実施
- ・障害者の生活支援 など

健康推進課

健康企画係 TEL (0824) 62-6232
健康推進係 TEL (0824) 62-6257
FAX (0824) 62-6382
(三次市役所東館2階) E-mail kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

- ・保健、健診事業の実施
- ・保健福祉に関する相談
- ・食育推進事業の実施 など

(2) 三次市福祉保健センター内の各種相談窓口

〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター内

三次市役所以外では、三次市福祉保健センター内に福祉関係の相談機関が集まり、高齢者、障害者、生活に困っておられる方の相談や支援に対応しています。

※子ども、生活保護、消費者、DVなどの相談は市役所内になります。

(社会福祉協議会
ホームページ)



三次市社会福祉協議会

地域での暮らしの困りごとを相談から解決に向けて支援していく機関です。

くわしくは51～53頁をご覧ください。

TEL (0824) 63-3340 FAX (0824) 62-6827

三次市地域包括支援センター

高齢者の相談・支援のための機関です。くわしくは3頁をご覧ください。

TEL (0824) 65-1146 FAX (0824) 65-1132

三次市障害者支援センター

障害者の相談・支援のための機関です。くわしくは26頁をご覧ください。

TEL (0824) 65-1131 FAX (0824) 65-1132

三次市生活サポートセンター

生活に困っておられる方の自立に向けた相談・支援のための機関です。

くわしくは50頁をご覧ください。

TEL (0824) 65-1180 FAX (0824) 62-6827

備北障害者就業・生活支援センター

障害者の就労や生活の相談・支援のための機関です。

くわしくは27頁をご覧ください。

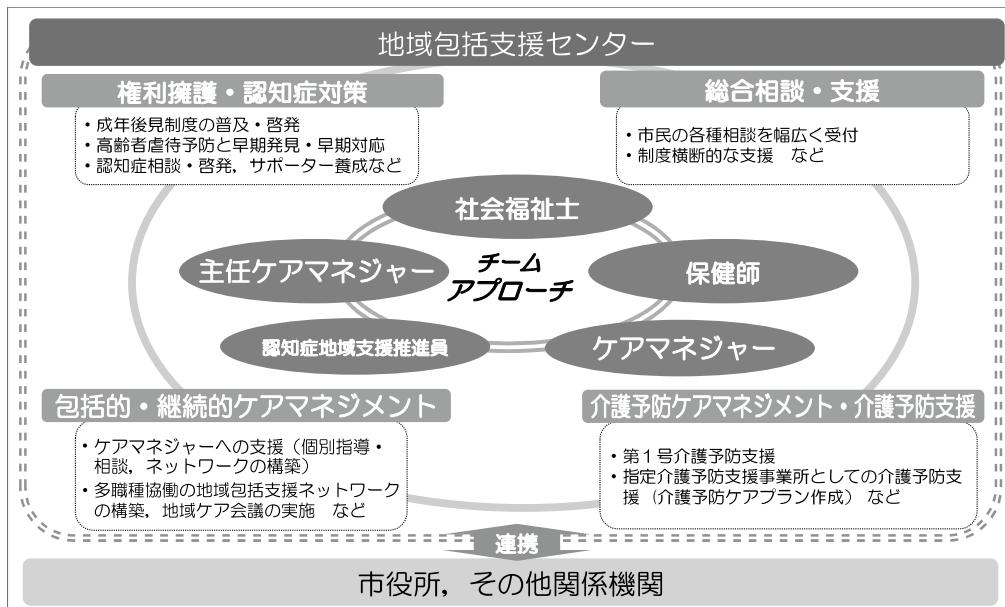
TEL (0824) 63-1896 FAX (0824) 63-1897

2. 高齢者の福祉

(1) 相談窓口

●三次市地域包括支援センター

〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター内 TEL (0824) 65-1146
※介護予防プランセンター TEL (0824) 65-1144



気軽に相談してください

- 高齢者やその家族のみなさんの生活、福祉、介護や健康に関する相談
 - 必要なサービスや制度の紹介
 - 認知症に関する相談
- など

*秘密は厳守します *相談は無料です

高齢者の権利を守ります

- 財産の管理に関すること
- 高齢者の虐待の早期発見や防止に関すること
- 権利擁護に関する制度の紹介や関係機関との連絡

介護予防ケアプランを作成し、自立した生活を支援します

- 健康づくり・介護予防の支援
 - 生活機能が低下している方、要支援1・2と認定された方の自立に向けたケアプラン作成・サービス利用の支援
- など

高齢者が暮らしやすい 地域づくりに取り組みます

- 地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援及び地域のネットワークづくり
- 各専門機関や地域の方々との連携による生活支援

【相談の受付】

相談時間	職 員	相 談 方 法
月～金曜日 8時30分～17時15分 (土・日・祝日および夜間は、 転送電話となります。)	●保健師 ●社会福祉士 ●主任ケアマネジャー ●認知症地域支援推進員	電話, FAX, 面接, 手紙のいずれも可。必要に応じ直接訪問し相談等にお応えします。
※認知症に関するご相談 月～金曜日 9時～16時 (祝日,年末年始を除く)	●保健師 ●認知症地域支援推進員	地域包括支援センターに来所相談を希望される方は、事前にご予約をお願いします。

●老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

次の老人介護支援センター（在宅介護支援センター）においても、高齢者や家族の方への介護等に関する相談業務や情報提供を行っています。

名称（通称）	設置法人名	所在地	連絡先
在宅介護支援センター めぐみ	社会福祉法人 慈照会	山家町	TEL(0824)62-7777 FAX(0824)62-7779
在宅介護支援センター 水明園	社会福祉法人 水明会	南畠敷町	TEL(0824)62-8585 FAX(0824)62-1936
在宅介護支援センター 章仁苑	社会福祉法人 章仁会	和知町	TEL(0824)66-1181 FAX(0824)66-1184
在宅介護支援センター 松伯園	社会福祉法人 備北福祉会	君田町	TEL(0824)53-2030 FAX(0824)53-2017
老人介護支援センター こじか荘	社会福祉法人 ともえ会	吉舎町	TEL(0824)43-4462 FAX(0824)43-7121
喜楽園 在宅介護支援センター	社会福祉法人 美和会	三和町	TEL(0824)52-2251 FAX(0824)52-3893
老人介護支援センター 美山荘	社会福祉法人 甲奴福祉会	甲奴町	TEL(0847)67-2188 FAX(0847)67-2774
介護支援センターみよし	社会福祉法人 三次市社会 福祉協議会	十日市東	TEL(0824)63-3340 FAX(0824)62-6827
介護支援センターきみた		君田町	TEL(0824)53-2964 FAX(0824)53-7002
介護支援センターふの		布野町	TEL(0824)54-2042 FAX(0824)54-2883
介護支援センターさくぎ		作木町	TEL(0824)55-2119 FAX(0824)55-7002
介護支援センター江水園		作木町	TEL(0824)55-3388 FAX(0824)55-7066
介護支援センターきさ		吉舎町	TEL(0824)43-3301 FAX(0824)43-7005
介護支援センターみらさか		三良坂町	TEL(0824)44-2182 FAX(0824)44-7005
介護支援センターみわ		三和町	TEL(0824)52-3143 FAX(0824)52-7009
介護支援センターこうぬ		甲奴町	TEL(0847)67-2075 FAX(0847)67-2195
三次地区医師会老人介護支援センター	一般社団法人 三次地区医師会	粟屋町	TEL(0824)64-3500 FAX(0824)64-3193

●認知症等に関する相談

かかりつけ医

物忘れが気になりはじめたら、まずは身近なかかりつけ医に相談しましょう。認知症に関する相談・助言、診断、専門医療機関への紹介等を受けることができます。

認知症疾患医療センター

認知症患者とその家族を支援するための施設で、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談等を行う広島県指定の医療機関です。

相談機関	電話番号
医療法人微風会 三次神経内科クリニック 花の里	(0120) 870-318

オレンジドクター（もの忘れ・認知症相談医）がいる医療機関

適切な認知症診療の知識や技術などを習得するための研修を修了した医師です。認知症に関して気軽に相談できるよう広島県が認定しています。

(広島県ホームページ参照)

名称	所在地	連絡先
医療法人社団 中村医院	布野町	(0824) 54-2006
三次市国民健康保険 三次市作木診療所	作木町	(0824) 55-3651
医療法人微風会 ビハーラ花の里病院	山家町	(0824) 62-7700
医療法人社団 あんどう眼科	三次町	(0824) 62-0119
医療法人社団 佐々木医院	三次町	(0824) 62-2824
医療法人社団 岡崎医院	十日市中	(0824) 63-5307
グリーンクリニック（電話相談のみ）	十日市中	(0824) 55-6924
医療法人 内科外科鳴戸医院	十日市中	(0824) 62-3011
瀬山備北内科	十日市東	(0824) 63-1311
医療法人 福原内科胃腸科	十日市東	(0824) 62-2303
三次神経内科クリニック花の里	十日市東	(0824) 63-0330
医療法人ともみ会 大倉医院	南畠敷町	(0824) 62-1321
医療法人社団 近藤医院	四拾貫町	(0824) 62-2681
佐竹医院	和知町	(0824) 66-1013
介護老人保健施設 リカバリーセンター章仁苑	和知町	(0824) 66-2755
医療法人社団ワイ・エス・ケー心和会 重信医院	下志和地町	(0824) 68-2020
三次市国民健康保険 甲奴診療所	甲奴町	(0847) 67-2101
田中医院	吉舎町	(0824) 43-2109
医療法人社団 星田医院	吉舎町	(0824) 43-2581
三浦クリニック	吉舎町	(0824) 43-2020
医療法人 たかば内科医院	三良坂町	(0824) 44-2025
高場クリニック	三良坂町	(0824) 44-2057
医療法人 津島医院	三和町	(0824) 52-2116
おおたクリニック	三和町	(0824) 52-3177
三次地区医師会 介護老人保健施設 あさぎり	粟屋町	(0824) 62-6611
予鹿医療療育センター	粟屋町	(0824) 63-1151

認知症初期集中支援チーム（三次地区医師会）

認知症サポート医と医療・介護・福祉の専門職が、認知症の方または生活に不安をもたれている方、そのご家族に早期に関わり対応します。

相談窓口	電話番号
三次地区医師会専用ダイヤル ※相談時間：月～金曜日 8時30分～17時 (祝日、年末年始を除く)	(080)6321-7705 (070)3771-1109

心の健康相談

心の健康などについて精神科医師や保健師が相談に応じます。

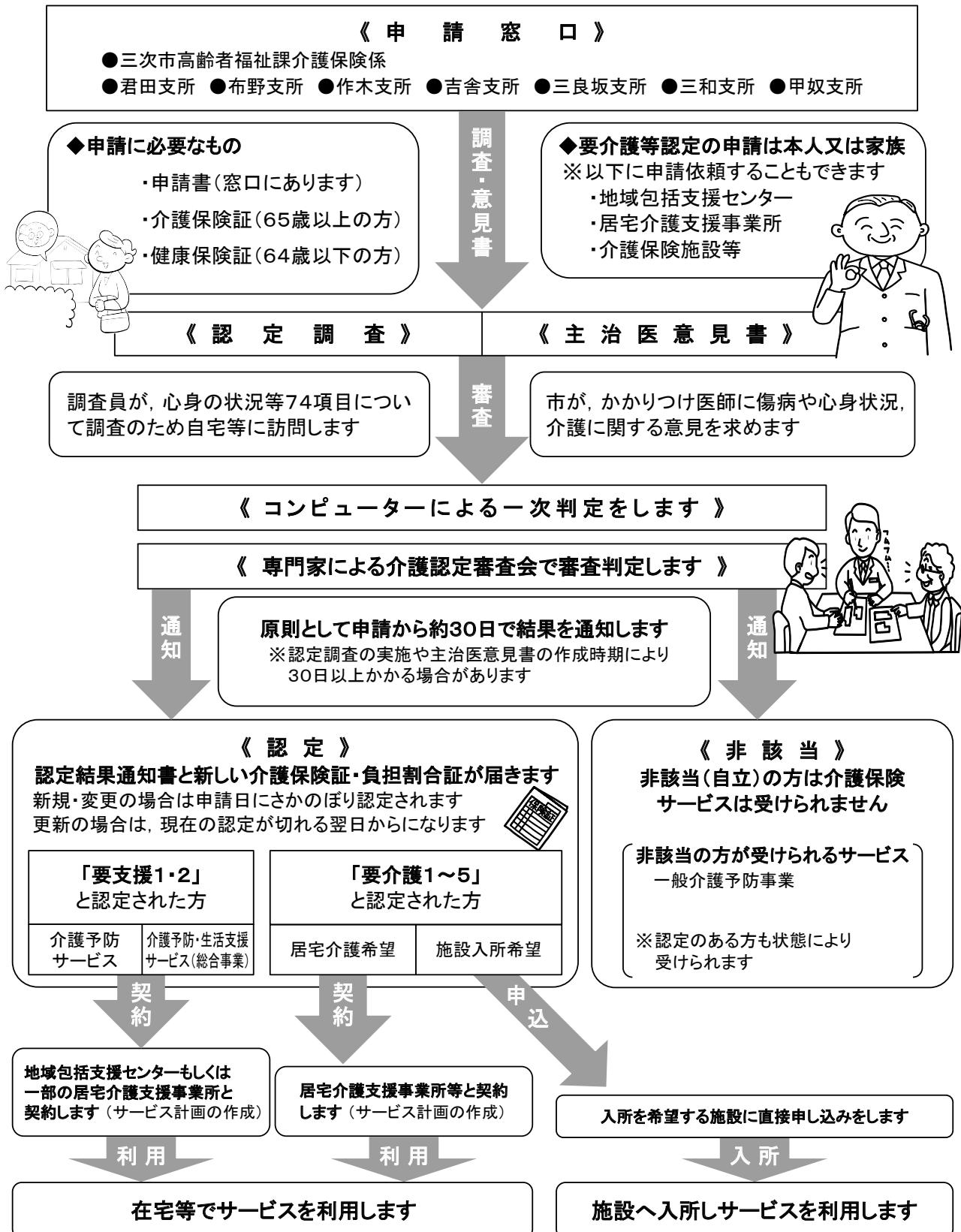
【問い合わせ先、申込み】

- ◎広島県北部保健所 保健課 TEL (0824) 63-5185
◎三次市福祉保健部 健康推進課 TEL (0824) 62-6257
健康推進係 FAX (0824) 62-6382

(2) 介護保険のサービス

●介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するには、要介護等認定申請をして「介護や支援が必要な状態」と認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの流れは、次のとおりです。



●介護保険料

介護保険は、介護が必要になっても安心して生活できるよう社会全体で支えるしくみです。

介護保険制度は、国・県・市の負担と40歳以上の方が納める保険料を財源として運営され、利用者自身が心身の状態に応じて必要なサービス内容を選択できるようになっています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

【介護保険料の算定方法（令和6年度～令和8年度）】					
所得段階	年間保険料額	基準額に対する割合	対象者		
第1段階	20,003円	基準額×0.285	本人が市民税非課税	同じ世帯に市民税を課税されていない人がいない	・生活保護受給者 ・本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円以下
第2段階	34,041円	基準額×0.485		同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下
第3段階	48,078円	基準額×0.685		同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が120万円超
第4段階	63,169円	基準額×0.9		同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円以下
第5段階	70,188円	基準額(70,188円)		同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が80万円超
第6段階	84,225円	基準額×1.2		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	91,244円	基準額×1.3		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	105,282円	基準額×1.5		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満
第9段階	119,319円	基準額×1.7		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満
第10段階	133,357円	基準額×1.9		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満
第11段階	147,394円	基準額×2.1		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満
第12段階	161,432円	基準額×2.3		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満
第13段階	168,451円	基準額×2.4		本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が700万円以上

【介護保険料の決め方】

必要な介護サービス費用の見込みに基づき、基準額（年額70,188円）を算出しています。

基準額とは、65歳以上の方が負担する保険料総額を、65歳以上の方の人数で割った額をいいます。

介護保険料は、基準額をもとに、本人および世帯員の市民税課税状況と、本人の公的年金等の収入金額や合計所得金額等により、13の段階により決定されます。

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料

加入している医療保険の算定方法により、医療保険ごとに設定されます。

- ・国民健康保険の方…所得や世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数による
- ・職場の健康保険の方…加入している医療保険の算定方式による

【問い合わせ先】

◎三次市市民部 課 稅 課 TEL (0824) 62-6122
市 民 税 係 FAX (0824) 62-6352

●介護（予防）サービスの利用料

サービスの利用者負担は、前年の所得により決まります。

要支援・要介護の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「**介護保険負担割合証**」を交付します。

利用者負担割合			
要介護（支援）認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が220万円以上	下記以外の場合	3割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	1人の場合は340万円未満 2人以上の場合は463万円未満
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	1人の場合は280万円未満 2人以上の場合は346万円未満
		下記以外の場合	2割
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	1人の場合は280万円未満 2人以上の場合は346万円未満
		本人の合計所得金額が160万円未満	1割

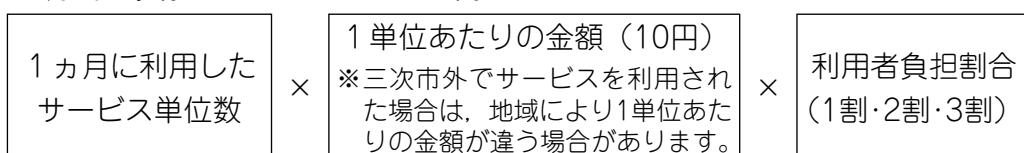
※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は、一律1割負担です。

●居宅サービスの利用料 利用できる額には上限があります。

【要介護状態区分と1ヶ月の支給限度額】

状 態	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

<利用者負担のおおよその出し方>



※以下のサービスは全額利用者の負担になります。

- 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）の食費と滞在費
- 通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）の食費



※参考：短期入所サービス・通所介護の自己負担額

<短期入所生活介護・短期入所療養介護のサービス利用料>

$$\boxed{\text{サービス費用の利用者負担割合分}} + \boxed{\text{食 費}^*} + \boxed{\text{滞在費}^*} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

* 短期入所サービスの食費と滞在費に関しては、所得の低い方には負担額減額の制度があります。（15頁参照）

<通所介護のサービス利用料>

$$\boxed{\text{サービス費用の利用者負担割合分}} + \boxed{\text{食 費}} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

●施設サービスの利用料

<施設サービスの自己負担額>

$$\boxed{\text{サービス費用の利用者負担割合分}} + \boxed{\text{食 費*}} + \boxed{\text{居住費*}} + \boxed{\text{日常生活費}}$$

*食費と居住費は、所得の低い方には負担額減額の制度があります。（15頁参照）

●負担が高額になったとき

【高額介護（予防）サービス費の支給】

同じ月に受けたサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合算。下表「個人」は本人のみ。）が各負担段階に定める上限額を超えた場合には、超えた額が市から後で支給されます。

所 得 区 分	限度額
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円（世帯）
課税所得約380万円（年収約770万円）以上 ～同約690万円（同約1,160万円）未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円（世帯）
課税所得約145万円（年収約383万円）以上 ～同約380万円（同約770万円）未満の65歳以上の方がいる世帯	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
(1) ①市民税非課税世帯 ②利用者負担を24,600円への減額により、生活保護の受給者と ならない場合 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の場合 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯） 24,600円（世帯） 15,000円（個人）
(2) ①生活保護の受給者 ②利用者負担を15,000円への減額により、生活保護の受給者と ならない場合	15,000円（個人）

※施設サービスでの食費・居住費やその他の利用料は、高額介護サービス費の支給の対象になりません。

【高額医療・高額介護合算制度】

医療保険では「高額療養費」として、介護保険では「高額介護（介護予防）サービス費」として、保険制度ごとに自己負担限度額が世帯（あるいは個人）の上限額を超えた額が支給されています。

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間に支払った各保険制度の自己負担額の合計が基準額（下表を参照）を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額が支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の算定基準額（8月1日～翌年7月31日の合計）					
所得区分		75歳以上の方	70歳～74歳の方	所得区分	70歳未満の方
		後期高齢者医療制度 +介護保険	各医療保険+ 介護保険	基礎控除後の 総所得金額等	各医療保険+ 介護保険
現役並み 所得者	課税所得 690万円 以上	212万円	212万円	901万円を超える	212万円
	課税所得 380万円 以上	141万円	141万円	600万円を超える 901万円以下	141万円
	課税所得 145万円 以上	67万円	67万円	210万円を超える 600万円以下	67万円
一般		56万円	56万円	210万円以下	60万円
市民税非 課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	市民税非課税世帯	34万円
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円		

※低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は31万円となります。

※既に支給されている（医療保険の）高額療養費や（介護保険の）高額介護サービス費がある場合は、その分を除いて自己負担額を計算します。

※所得区分は、基準日（7月31日）時点における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

○現役並み所得者（70歳以上）：課税所得145万円以上など

○市民税非課税世帯

　低所得者Ⅱ（70歳以上）：市民税非課税世帯に属する方

　低所得者Ⅰ（70歳以上）：市民税非課税世帯で、市民税の課税対象となる各種所得の金額がない場合（年金収入のみの場合は年金受給額80万円以下）

○一般：上記のいずれにも該当しない方

詳しくはそれぞれ加入されている医療保険にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

○三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6387
　　介護保険係 FAX (0824) 62-6285

●介護保険で利用できるサービス

居宅サービス

在宅での生活を続けながら、また、在宅に近い暮らしのできる施設に入居して利用するサービスです。要支援1・2、要介護1～5の方が利用できます。

(◆：地域密着型サービス〔原則として要支援・要介護状態になった三次市民の方のみ利用できます。〕)

①自宅で受けるサービス（59・60・62頁参照）

訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。 ＜身体介護＞食事、入浴、排泄、通院などの介助 ＜生活援助＞調理、掃除、洗濯、生活必需品などの買い物 ※生活援助サービスは、本人や家族ができないことに限って、ホームヘルパーが援助するものです。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士に訪問してもらい、日常生活の自立を目的とした、リハビリテーションを受けます。
訪問入浴介護	看護職員と介護職員に移動入浴車で訪問してもらい、入浴介助を受けます。
訪問看護	看護師などに訪問してもらい、療養上の世話や病状の観察、床ずれの手当などを受けます。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、療養上の管理および指導を受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (◆)	住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、一日複数回の定期的な巡回や緊急時などの通報によって自宅を訪問してもらい、食事・入浴・排泄等の介護や看護を受けます。24時間365日対応可能な窓口があります。 ※要支援1・2の方は利用できません。

②日帰りで施設に通うサービス（60頁参照）

通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通って、食事・入浴・排泄の介助など日常生活上の介護や機能訓練などのサービスを受けます。
地域密着型通所介護 (デイサービス) (◆)	デイサービスセンターなどに通って、食事・入浴・排泄の介助など日常生活上の介護や機能訓練などのサービスを受けます。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、リハビリテーションなどのサービスを受けます。
認知症対応型通所介護 (デイサービス) (◆)	認知症高齢者が、デイサービスセンターなどに通って、食事・入浴・排泄の提供とその介護、機能訓練などのサービスを受けます。

③さまざまなサービスを組み合わせて利用するサービス（62頁参照）

小規模多機能型居宅介護 (◆)	事業所への「通い」を中心として、一人ひとりの生活にあわせて、自宅への「訪問」や事業所への「泊まり」ができ、24時間365日の在宅生活を支える様々なサービスを受けます。
看護小規模多機能型居宅介護 (◆)	「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせたサービスで、在宅生活を支える「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」サービスを一体的に受けます。 ※要支援1・2の方は利用できません。

④有料老人ホームやグループホームなどに住み替えるサービス（60・62頁参照）

特定施設入居者 生 活 介 護 (有料老人ホームなど)	介護保険の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス・養護老人ホームなどで、食事・入浴・排泄の介助等日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 (グルーピングホーム) (◆)	認知症の方が日常生活上の世話を受けながら、少人数（9人以下）の家庭的な環境のもとで、共同生活を送ります。 ※要支援1の方は利用できません。

⑤施設に短期間宿泊するサービス（61頁参照）

短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、食事・入浴・排泄の介助等日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護医療院等に短期間宿泊して、看護・医学的管理のもとに介護・機能訓練や医療のサービスを受けます。

※ 短期入所サービス利用上の注意

- 連続した利用は、30日まで。（31日目は全額自己負担となります。）
- 原則として、利用日数は要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようすること。

⑥介護予防・日常生活支援総合事業　※要支援1・2の方

この事業は、65歳以上の要支援1・2の方がいつまでも元気で自分らしく暮らせるように、介護予防や生活支援など多様なサービスを提供することで、自立した生活を維持できるよう支援するものです。

〈介護予防・生活支援サービス事業〉

○介護事業所によるサービス（59・60頁参照）

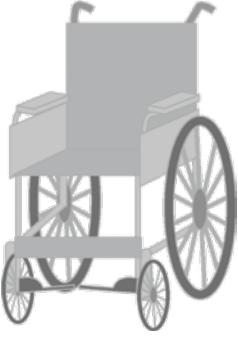
訪問型サービス (ホームヘルプ)	ホームヘルパーに訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。
通所型サービス (デイサービス)	デイサービスセンターに通って、日常生活上の介護や機能訓練などのサービスを受けます。

※利用者の負担割合は原則1割負担（一定以上の所得がある方は2割または3割負担）です。

○住民主体によるサービス

訪問型サービス	ボランティア（生活サポート会員）に訪問してもらい、生活援助を受けます。（週1回1時間まで）
---------	---

⑦在宅環境を整えるためのサービス（61頁参照）

<p>福祉用具貸与</p> 	<p>介護度に応じて、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。</p> <p>【借りられる用具】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>① 車いす（付属品を含む）</td><td>② 特殊寝台（付属品を含む）</td></tr> <tr> <td>③ 床ずれ防止用具</td><td>④ 体位変換器</td></tr> <tr> <td>⑤ 手すり（工事を伴わないもの）</td><td>⑥ スロープ（工事を伴わないもの）</td></tr> <tr> <td>⑦ 歩行器</td><td>⑧ 歩行補助つえ</td></tr> <tr> <td>⑨ 認知症老人徘徊感知機器</td><td>⑩ 移動用リフト（つり具を除く）</td></tr> <tr> <td>⑪ 自動排泄処理装置</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※要支援1・2および要介護1の方は、原則として次の用具は保険給付の対象となりません。 車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具および体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト ※要支援1・2および要介護1から3の方は、原則として自動排泄処理装置は保険給付の対象となりません。</p>	① 車いす（付属品を含む）	② 特殊寝台（付属品を含む）	③ 床ずれ防止用具	④ 体位変換器	⑤ 手すり（工事を伴わないもの）	⑥ スロープ（工事を伴わないもの）	⑦ 歩行器	⑧ 歩行補助つえ	⑨ 認知症老人徘徊感知機器	⑩ 移動用リフト（つり具を除く）	⑪ 自動排泄処理装置	
① 車いす（付属品を含む）	② 特殊寝台（付属品を含む）												
③ 床ずれ防止用具	④ 体位変換器												
⑤ 手すり（工事を伴わないもの）	⑥ スロープ（工事を伴わないもの）												
⑦ 歩行器	⑧ 歩行補助つえ												
⑨ 認知症老人徘徊感知機器	⑩ 移動用リフト（つり具を除く）												
⑪ 自動排泄処理装置													
<p>福祉用具購入</p> 	<p>入浴や排せつなどに使用する以下の福祉用具を購入した場合、介護度にかかわらず費用の利用者負担割合分を除いた額が支給されます。</p> <p>【支給対象となる用具】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>① 腰掛便座</td> <td>② 自動排泄処理装置の交換可能部品</td> <td>③ 入浴補助用具</td> </tr> <tr> <td>④ 簡易浴槽</td> <td>⑤ 移動用リフトのつり具</td> <td>⑥ 排泄予測支援機器</td> </tr> <tr> <td>⑦ 固定用スロープ</td> <td>⑧ 歩行器（歩行車を除く）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 単点つえ（松葉づえを除く）</td> <td>⑩ 多点つえ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※購入費の上限は、年間（4月～翌年3月）利用者負担割合分を含めて10万円です。</p> <p>※指定を受けた事業所で購入された場合に限り対象となります。</p> <p>※⑦～⑩は、ケアマネジャー等からの提案により、貸与と購入を選択できます。</p>	① 腰掛便座	② 自動排泄処理装置の交換可能部品	③ 入浴補助用具	④ 簡易浴槽	⑤ 移動用リフトのつり具	⑥ 排泄予測支援機器	⑦ 固定用スロープ	⑧ 歩行器（歩行車を除く）		⑨ 単点つえ（松葉づえを除く）	⑩ 多点つえ	
① 腰掛便座	② 自動排泄処理装置の交換可能部品	③ 入浴補助用具											
④ 簡易浴槽	⑤ 移動用リフトのつり具	⑥ 排泄予測支援機器											
⑦ 固定用スロープ	⑧ 歩行器（歩行車を除く）												
⑨ 単点つえ（松葉づえを除く）	⑩ 多点つえ												
<p>住宅改修</p> 	<p>家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修をした場合、介護度にかかわらず費用の利用者負担割合分を除いた額が支給されます。</p> <p>【支給対象工事の種類】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>① 手すりの取付け</td> <td>② 段差の解消</td> </tr> <tr> <td>③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 引き戸等への扉の取替え</td> <td>⑤ 洋式便器等への便器の取替え</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※改修費の上限は同じ住宅で対象者1人につき利用者負担割合分を含めて20万円です。</p> <p>※事前に市へ確認申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2の方 地域包括支援センター等にご相談ください。 ・要介護1～5の方 居宅介護支援事業所にご相談ください。 	① 手すりの取付け	② 段差の解消	③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更		④ 引き戸等への扉の取替え	⑤ 洋式便器等への便器の取替え	⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修					
① 手すりの取付け	② 段差の解消												
③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更													
④ 引き戸等への扉の取替え	⑤ 洋式便器等への便器の取替え												
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修													

※福祉用具の購入費と住宅改修費の支払方法

支払い方法は下記の2種類の方法があります。

<一旦全額を支払う（償還払い）>

一旦、費用の全額を事業者に支払った後、申請により三次市から保険給付分（介護保険対象となる費用の利用者負担割合分を除いた額）の払い戻しを受ける方法です。

<利用者負担割合分だけを支払う（受領委任払い）>

利用者負担割合分を事業者に支払った後、申請により三次市から保険給付分（介護保険対象となる費用の利用者負担割合分を除いた額）を、直接事業者に支払う方法です。

ただし、給付制限を受けている方は、受領委任払いを利用できません。また、受領委任払いを取り扱っていない事業者もあります。

施設サービス

介護保険施設（介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕、介護老人保健施設、介護医療院）に入所して利用するサービスです。要支援1・2の方は利用できません。

（◆：地域密着型サービス〔原則として要介護状態になった三次市民の方のみ利用できます。〕）
(62頁参照)

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	「介護老人福祉施設」は、常に介護を必要とし、自宅での生活が困難な方が入所し、介護を受けながら生活する施設です。
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム） （◆）	「地域密着型介護老人福祉施設」は、定員が29人以下の小規模な施設です。 どちらも原則、要介護3・4・5の方のみ利用できます*
介護老人保健施設	病状が安定した方が、家庭に戻れるように、リハビリなどの医療ケアと介護を受ける施設です。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方に対し、必要な医療と日常生活上の世話を一体的に行う施設です。

* 「介護老人福祉施設」および「地域密着型介護老人福祉施設」については、要介護1・2の方は「居宅において、日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」がある場合のみ、特例として施設への入所が認められます。

※入所の申込・契約については、直接施設にお問い合わせください。



【問い合わせ先】

○三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6387
介護保険係 FAX (0824) 62-6285

●低所得者の利用者負担の軽減

【食費および居住費等の負担限度額認定】

介護保険施設（ショートステイを含む）を利用する際、低所得の方の利用が困難とならないように、所得に応じた上限額（負担限度額）までを自己負担し、居住費・食費の基準費用額との差額分は介護保険から給付される制度があります。（特定入所者介護サービス費）

特定入所者介護サービス費の対象となる「低所得者」とは、市民税非課税世帯で利用者負担段階第1・第2・第3段階のいずれかに該当する方で、本人および配偶者の課税状況や預貯金等の額を勘案して決定します。

特定入所者介護サービス費の支給を受けるためには、負担限度額認定申請が必要です。

■ 負担限度額（1日あたり）

（令和6年8月～）

利用者負担段階	預貯金等資産要件	居住費等					食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・医療院等)	多床室	
第1段階	○生活保護受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円 300円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金・非課税年金収入額＋その他の合計所得額が年間で80万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円 390円(600円)
第3段階①	○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金・非課税年金収入額＋その他の合計所得額が年間で80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円 650円(1,000円)
第3段階②	○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金・非課税年金収入額＋その他の合計所得額が年間で120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円 1,360円(1,300円)

※ショートステイを利用したときは、（ ）内の金額となります。

※年金収入額には、非課税年金（遺族年金・障害年金等）を含みます。

■ 基準費用額（1日あたり）

（令和6年8月～）

全額自己負担した場合の 平均的な費用額 (基準費用額) (市民税課税世帯)	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	

※従来型個室および多床室の（ ）内は、特別養護老人ホームの居住費および短期入所生活介護の滞在費です。

※施設サービスを利用するときの居住費・食費については、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用を基に、水準額が定められています。これを基準費用額といい、厚生労働大臣により定められています。

【社会福祉法人の介護保険サービスを利用した場合の軽減】

(社会福祉法人による利用者負担軽減制度)

低所得者で特に生計が困難な方および生活保護を受給している方が、「社会福祉法人などの提供する介護サービス」を利用する場合、利用者負担が軽減されることがあります。

対象者要件	対象サービス (介護予防サービスを含む)	軽減内容
世帯全員が市民税非課税であって、下記の要件を全て満たす方で、市が認めた方および生活保護受給者 1. 年間収入（非課税収入、仕送りを含む）が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えたごとに50万円を加算した額）以下であること 2. 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えたごとに100万円を加算した額）以下であること（有価証券、債券等も含まれる） 3. 世帯全員について、原則居住用以外の土地・家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと 4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 5. 介護保険料を滞納していないこと	社会福祉法人等が提供する ・訪問介護 ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護 ・定期巡回・随時対応型 ・訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・第1号訪問事業、第1号通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）	利用したサービスの利用者負担額の4分の1を軽減します

※介護サービスの利用者負担の軽減を行うことを、広島県や三次市（または他の市町）に申し出た社会福祉法人の提供するサービスに限ります。

※申請をして認定を受けることが必要です。

【問い合わせ先】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6387
介護保険係 FAX (0824) 62-6285

(3) 介護保険の周辺サービス

●訪問指導事業

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、本人や家族の健康に関する相談に応じます。

【内 容】

- 健康・栄養・歯・こころの健康などに関する健康管理上の相談・助言
- 生活習慣病の予防について
- 介護予防等について など

●健康相談事業

保健師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等が、健康・栄養・歯（口腔内）・運動に関する相談に応じます。

【内 容】

- 健康に関すること（日常の健康管理、こころの健康、健康づくり、体力づくりなど）
- 介護予防等について
- 栄養や食事に関すること
- 口の中、歯、義歯の手入れと管理について など

【相談と申込み】	◎三次市福祉保健部 健康推進課	TEL (0824) 62-6257
	健康推進係	FAX (0824) 62-6382
◎各支所 保健師（裏表紙参照）		

●トレーニング拠点定期指導

元気な体づくりのため、マシンを使って安全なトレーニングが自主的に行えるよう、利用方法などの指導を行います。

【対象者】 中学生以上（ただし、中高生は保護者または指導者同伴のみ利用可能）
三次市甲奴健康づくりセンターゆげんきでは、同伴なしでも利用可能。

【ところ】 地域の保健センターなどトレーニング室のある公共施設

【内 容】 定期的に各会場に指導者が出て、来所された方に、トレーニングマシンの使い方等の指導を行います。事前の申し込みは必要ありません。

【その他】 各施設の施設利用料が必要です。

【問い合わせ先】	◎三次市福祉保健部 健康推進課	TEL (0824) 62-6257
	健康推進係	FAX (0824) 62-6382
◎各支所 保健師（裏表紙参照）		

●配食サービス

自立した在宅生活のために、利用することが適切であると認められる高齢者のみ世帯等に、栄養に配慮した食事を提供します。

【対象者】

三次市に住所を有し、心身機能の低下により、買物や調理、食事の支度が困難であると判断された、次のいずれかに該当する在宅の方



- ①おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- ②65歳以上ののみの世帯もしくはこれに準ずる世帯に属する65歳以上の方
- ③身体等に障害のある方

【内 容】

(1) 配食サービス

1日1食(主食及び副食)とし、利用者一人あたり週5日以内の利用ができます。

(2) 配達の際に、高齢者等の安否を確認します。

【利用者負担】

1食 740円 (賄材料調理費の実費相当)

※第1段階～第3段階に該当する方は、負担額が軽減されます。

利用者負担段階		1食あたりの利用者負担額
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受けている方	400円
第2段階	・市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	500円
第3段階	・市民税非課税世帯で利用者負担第2段階に該当しない方	600円

【利用者の認定】

申請内容に基づき評価を行い、サービスの要否・利用回数等を決定します。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係(裏表紙参照)

◎各地区民生委員(55～58頁参照)

●介護用品購入助成事業

介護用品を購入する際に利用可能な助成券を交付することで、重度の介護を要する高齢者等を在宅で介護している方の負担を軽減します。

【対象者】

次のすべての要件にあてはまる要介護者と同居し、現に介護している市民税非課税世帯に属する方

【要介護者の要件】

①市内に住所を有する方で、介護用品を必要とする状態にある在宅の方

②介護保険の要介護4または要介護5と認定された方

③市民税非課税世帯に属する方

【交付する助成券】

・助成券の金額は、1枚あたり3,500円です。

・1会計年度、要介護者1人につき84,000円(24枚)が上限です。

・助成券は1か月につき2枚、交付申請のあった月からその年度の末日までの月数分を交付します。

【対象用品】

・成人用紙おむつ／尿とりパッド／使い捨て手袋／清拭剤／ドライシャンプー／使い捨てぬれタオル／口腔ケアスponジ／口腔ケアシート／介護用シーツ／介護用シート

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係(裏表紙参照)

◎各地区民生委員(55~58頁参照)

●生活管理指導短期宿泊事業

老人福祉施設に短期間宿泊し、日常生活に対する指導と支援を行うことで、要介護状態への進行を予防します。

【対象者】

三次市に住所を有するおおむね65歳以上の在宅の方で、生活習慣の指導が必要であり、家族の援助を受けることができない方(介護保険の認定者を除く。)

【内容】

養護老人ホーム等で一時的に6日以内宿泊し、指導を受けることができます。

【利用者負担】

1日あたり 1,730円

【利用者の認定】

職員等が訪問調査して、その結果に基づき利用の可否、利用日数等を決定します。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係(裏表紙参照)

●緊急通報システム事業

緊急時に消防署へボタンひとつで連絡できる通報装置を給付します。

【対象者】

三次市に住所を有する在宅の方で、身体が虚弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある、①～③のいずれかの要件にあてはまる方

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方

②おおむね65歳以上の寝たきりの方またはこれに準ずると認められる方をかかる
高齢者のみの世帯

③身体障害者手帳1級から3級の交付を受けているひとり暮らしの方

【利用者負担】

生計中心者の所得税課税状況等により負担額は異なります。詳しくはお問い合わせください。

【利用者の認定】

申請書の内容を審査し、給付の可否を決定します。機器の確保に期間を要する場合、審査を保留する可能性があります。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

◎各地区民生委員（55～58頁参照）

●高齢者等見守り隊事業

日常生活において見守りが必要な在宅高齢者等を、巡回相談員・協力員等が訪問などをし、高齢者等の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援しています。

【対象者】

三次市に住所を有する在宅の方で、次のいずれかの要件にあてはまる方

①日常生活において見守りが必要な75歳以上の方

②その他日常生活において見守りが必要な特段の事情がある75歳未満の方

【内 容】

巡回相談員・協力員等がおおむね月1回訪問などにより、安否の確認を行い、生活、身上等に関する相談をお受けします。

【利用者負担】

無 料

【問い合わせ先】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

◎各地区民生委員（55～58頁参照）

●認知症高齢者等生活援助事業

在宅で認知症の高齢者等を介護している世帯へホームヘルパーを派遣し、介護者にかわり見守りを行い、介護者の負担を軽減します。

【対象者】

次のいずれかの要件にあてはまる認知症の高齢者等を介護している方

【要介護者の要件】

- ①三次市に住所を有する在宅の方で、介護認定審査における主治医意見書において、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上である満65歳以上の方
- ②三次市に住所を有する在宅の方で、医師から若年性認知症または認知症との診断を受けた満40歳以上の方

【内 容】

(1) 介護者不在時の見守り

(2) 介護者が在宅中であっても見守りができない場合の見守り

※週2回以内、1回あたり4時間以内の利用となります。

【利用者負担】

無 料

【利用者の認定】

申請書の内容を審査して、その結果に基づき利用の可否・利用回数等を決定します。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●認知症高齢者をかかえる家族支援事業

認知症高齢者やその家族の方へ、同じような経験を持つ者が認知症に対する知識や技術の面だけでなく精神面も含めて支援します。

【対象者】 市内に住所を有する認知症高齢者やその家族の方

- | | | |
|-------|---------------|-------------|
| 【内 容】 | ・交流集会の開催 | ・電話や訪問による相談 |
| | ・認知症サポーター活動支援 | ・若年性認知症相談 |

【相談の受付】

相談内容	相談日	相談時間	対応する者	相 談 方 法
認知症の知識 介護方法など あらゆる相談	随時	8時30分 ～17時	三次市認知症の人と 家族の会	電話、面接、手紙のいずれも可。 必要に応じ直接訪問し相談等にお応えします。
連 絡 先	社会福祉団体事務局 三次市認知症の人と家族の会 三次市十日市東三丁目14-1 TEL・FAX兼用 (0824) 63-5680			

※この事業は三次市が「三次市認知症の人と家族の会」に委託して実施しています。

【問い合わせ先】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

●認知症高齢者等保護情報共有事業

認知症の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等を在宅で介護される場合に、見守りシールを衣服や持ち物に貼付することで、行方不明時の早期発見、保護を図り、介護者等の負担を軽減します。



←見守りシール（見本）
※二次元コードを読み取ると
説明動画が流れます。

【対象者】

次のいずれかの要件にあてはまる方

- ①市内に住所を有し、認知症の症状があるおおむね65歳以上の在宅の方
- ②市内に住所を有し、医師により若年性認知症と診断された在宅の方
- ※①または②の方を介護している方も申請できます。

【内容】

初期導入時に、見守りシールを30枚お渡しします。

※見守りシールとは、認知症高齢者等のニックネームや身体的特徴の情報が登録された二次元コードのついた耐洗ラベルまたは蓄光シールのこと。

【利用者負担】

無料

※見守りシールを追加でご希望される場合は、実費負担となります。

【問い合わせ先】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

●成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者の方の成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度の後見開始等審判についての市長申し立て

【内 容】

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者で身寄りがない方または虐待を受けている方が、成年後見制度を利用するための申し立てを市長が行います。

【対象者】

市内に住所を有する方、または住所は市外で三次市が措置等を行っている方で次のいずれかに該当する方

- ①配偶者および二親等内の親族が存在しない、または音信不通の状況にあり、かつ認知症、知的障害または精神障害の状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、日常生活を営むのに支障がある方
- ②認知症、知的障害または精神障害の状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、親族から虐待を受けている方

成年後見制度の利用支援

【内 容】

経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方が成年後見制度を利用する場合、その費用（申し立てに要する費用、成年後見人等に対する報酬）について支援します。

【対象者】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護受給者
- ②成年後見制度利用に係る費用の支援を受けなければ利用が困難な方

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害等で判断力が不十分な方のために家庭裁判所が適任と認める方を成年後見人等に選任し、本人の権利や財産を守り保護・支援する制度です。

<成年後見人等の仕事>

- ・介護サービス利用契約、施設入所契約、医療契約等について代理権行使します。
- ・本人の財産を管理します。

【問い合わせ先】 ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

(4) 介護保険以外の施設サービス

●小規模共同生活型施設

●自立支援型グループホーム

特別養護老人ホームの退所者や家庭環境等により在宅で生活することが困難な方が、少人数により家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う施設です。

施 設 名	住 所	電話番号	相談と申込み
十日市慈照園	十日市南四丁目5-5	(0824)62-5566	直接、施設に申し込んでください。

●あんしんリビング

市内に住所を有し、在宅で自立した生活をするうえで、日常生活に支援を必要とする高齢者や障害者の方が、安心して共同生活を行う施設です。

施 設 名	住 所	電話番号	相談と申込み
作木あんしんリビング	作木町香淀655	(0824)55-3388	直接、施設に申し込んでください。

●生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

市内に住所を有し、在宅で自立した生活をすることに不安があると認められる高齢者の方に、居住機能及び交流機能を提供する施設です。

施設名	住所	電話番号	相談と申込み
君田生活支援 ハウス松伯園	君田町東入君235-1	(0824)53-2178	福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 各支所地域づくり係
布野高齢者 共同生活支援施設	布野町上布野11093-1	(0824)54-2880	直接、施設に申し込んでください。

●軽費老人ホーム

●A型

家庭環境、住宅事情等の理由により在宅で自立した生活をすることが困難な高齢者の方が、生活支援を受けることができる施設です。

施設名	住所	電話番号	相談と申込み
コープみよし	栗屋町1718-2	(0824)63-4126	直接、施設に申し込んでください。

●ケアハウス

自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、自立した生活をすることに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が、安心して暮らせるように支援する施設です。

施設名	住所	電話番号	相談と申込み
ケアハウス菩提樹	山家町620-1	(0824)64-0321	
ケアハウス若美苑	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188	直接、施設に申し込んでください。
ケアハウス吉舎	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110	

●サービス付き高齢者向け住宅・高齢者向け優良賃貸住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、介護・医療と連携して、安否確認などの高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅です。

住宅名	住所	電話番号	相談と申込み
迦葉	十日市東四丁目3-10	(0824)63-0301	直接、施設に申し込んでください。
第二迦葉	十日市東四丁目2-1	(0824)69-0007	
ゆかり	十日市中三丁目6-35	(0824)65-2112	
美丘	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188	
キャピタルヒル コミュニティ章仁苑	和知町11808-1	(0824)66-1243	
吉舎ほのぼの住宅	吉舎町吉舎618-1	—	総務部財産管理課 (0824)62-6161 広島県住宅供給公社 (082)248-2272

●有料老人ホーム

生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。受けることができるサービスは住宅により異なります。

住宅名	住所	電話番号	相談と申込み
ディア・レスト三次	十日市中三丁目6-6	(0824)65-1122	直接、施設に申し込んでください。
有料老人ホーム チアフル東館	甲奴町本郷2555	(0847)67-5101	
有料老人ホーム チアフル西館	甲奴町本郷2531-1	(0847)67-5101	
住宅型有料老人ホーム こもれ陽の宿	三良坂町灰塚22-7	(0824)44-4871	

●養護老人ホーム

市内に住所を有し、環境上の理由および経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者の方が、措置により入所し養護を受ける施設です。

本人および本人と同一世帯の全ての方について、前年所得につき市民税の所得割額が非課税であることが必要です。

施設名	住所	電話番号	相談と申込み
水明園	南畠敷町441	(0824)62-2841	福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 各支所地域づくり係
慈照園	山家町597	(0824)62-2631	
喜楽園	三和町下板木10685	(0824)52-2346	

3. 障害者（児）の福祉

(1) 相談窓口

●三次市障害者支援センター

〒728-0013三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター1階

TEL (0824) 65-1131 / FAX (0824) 65-1132 / E-mail: support@p1.pionet.ne.jp

三次市障害者支援センターは、地域の相談支援の拠点として、障害者（児）やその家族の方々への総合相談を行っています。

基幹相談支援センター

①総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対する
・総合的な相談支援の実施
・専門的な相談支援の実施

②権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
・虐待防止
※市町村障害者虐待防止センター
(通報受理、相談等)

③地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
・相談支援事業者的人材育成
・相談機関との連携強化の取組

相談支援専門員、
社会福祉士、
精神保健福祉士、
保健師等

④地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
・地域の体制整備に係るコーディネート

⑤交流・活動の支援

- ・当事者グループ活動等の支援
・地域、団体との交流

連携

市役所、相談支援事業者、その他関係機関

生活・福祉サービス相談

福祉サービスの利用計画支援を含め、さまざまな生活全般・就労についてのご相談に応じます。

地域生活支援

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援として、介助者が急に入院するなど、障害のある人に緊急に支援が必要となった場合の相談支援や受入支援を行っています。事前登録が必要です。

地域・団体との交流

障害者（児）団体や地域のボランティアグループの支援・育成を行います。
・ピアサポートグループ「やまなみ」の運営

交流サロン

地域の中で安心して生活ができるように、色々な人と交流ができる場を提供します。

- ・ソーシャルクラブ 毎月第1～4金曜日 10時～12時
- ・ハートフルサロン 毎月第1～4火曜日 13時～15時

相談時間

相談方法

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分
(緊急の場合は開所日以外でもお電話ください。)

身体障害・知的障害・精神障害・発達障害などあらゆる障害や難病の相談等に対応します。
電話、FAX、面接、手紙、メールのいずれも可。

●備北障害者就業・生活支援センター

「働きたいけど自信がない」「このままでは将来が不安」
「自分にあった仕事がしたい」と思っている方へ
働くよろこび見つけましょう

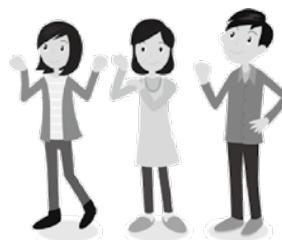
【利用できる人】

障害（身体・療育・精神）手帳をお持ちの方、
または今後取得予定の方で就労意欲のある方
※手帳をお持ちでない方で、精神障害、発達障害、難病等の
診断書をお持ちの方も、利用できる場合があります。
詳しくはご相談ください。



【内 容】

- 就職に必要な準備の支援
- 生活にかかわる悩みなどの相談
- ハローワークなどと連携し、その人に合った仕事探し
- 就職後の定着支援 など



【費 用】

無 料

【開所日】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8時30分～17時

※障害のある人が働くことを通して安定した生活を送ることができるよう支援します。
まずはお気軽にご相談ください。

備北障害者就業・生活支援センター

住所：三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター1階
TEL (0824) 63-1896 FAX (0824) 63-1897

●相談支援事業所

名称	所在地	連絡先	主な対象者
ニューライフ君田相談支援事業所	君田町東入君357-1	TEL(0824)53-2080 FAX(0824)53-2082	障害者 障害児
相談支援事業者ゆうしゃいん	大田幸町10388-7	TEL(0824)66-3555 FAX(0824)66-2839	障害者 障害児
ふらっと相談支援事業所	甲奴町本郷1215-1	TEL(0847)67-5052 FAX(0847)67-2080	障害者 障害児
予鹿障害児等療育支援事業所	粟屋町11604-1	TEL(0824)62-1211 FAX(0824)62-1225	障害者 障害児
相談支援事業所おおぞら	粟屋町1731	TEL(0824)62-2888 FAX(0824)62-1931	障害者
三次市障害者支援センター	十日市東三丁目14-1	TEL(0824)65-1131 FAX(0824)65-1132	障害者 障害児
相談支援事業所ココみよし	西酒屋町30-3	TEL(0824)53-1213 FAX(0824)53-1223	障害者 障害児
相談支援事業所お結び	畠敷町22-4	TEL(0824)55-6664 FAX(0824)55-6646	障害者 障害児

●身体障害者・知的障害者相談員

相談員は、障害のある方の社会的自立を助け、必要な指導を行うとともに、福祉事務所と協力して、障害のある方に対する理解を深めるための活動を行っています。

相談員は、自身の障害や経験を踏まえいろいろな相談に応じています。

■身体障害者相談員

名前	住所	連絡先	担当地区
村井 憲治	下川立町760	TEL(0824)68-2370 FAX(0824)67-3144	旧三次
森信志津夫	十日市中四丁目7-37	TEL(0824)62-4689	旧三次
佐々木睦子	高杉町3003-4	TEL(0824)66-3399 FAX(0824)66-3399	旧三次
添田 龍彦	粟屋町2285	TEL(0824)63-6861 FAX(0824)63-3862	旧三次
伊達元一郎	四拾貫町111	TEL(0824)63-1646 FAX(0824)63-1646	旧三次
金山 蓉子	西酒屋町10535-15	TEL(0824)63-3959	旧三次
花田 敏文	十日市南二丁目13-1-605号	TEL(0824)62-3644	旧三次
歌房 哲也	甲奴町小童935	TEL(080)8246-9207	甲奴
矢上 建子	布野町上布野642-1	TEL(080)1634-2408	布野・君田
中村 正明	作木町光守34	TEL(0824)55-2152 FAX(0824)55-2152	作木
藤川 修次	三良坂町皆瀬380	TEL(0824)44-2622 FAX(0824)44-2799	吉舎
藤川 壽雄	三良坂町長田1348	TEL(0824)44-3060 FAX(0824)44-3060	三良坂
永岡 祐也	三和町有原806	TEL(0824)52-3669 FAX(0824)52-3669	三和

■知的障害者相談員

名前	連絡先	担当地区
新元 史子	(090)2297-4546	市内全域
豊田由美子	(0824)43-3684	市内全域

(2) 障害者手帳制度

障害のある方に、一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、障害者手帳の交付制度があります。

手帳の交付を受けることにより、障害福祉サービスなどが利用できます。

申請に必要なものについては、詳しくはお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

●身体障害者手帳の交付

障害の種類によって視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害に分けられます。また、障害程度の重度の方から順に、1級から6級まで区分されています。

【申請に必要なもの】

- ・診断書：所定の様式に県知事から指定を受けた医師が記入したもの
- ・写真2枚：たて4cm×よこ3cm
　　最近6ヶ月以内に撮影したもの
　　脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
　　写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

●療育手帳の交付

障害程度の重度の方から順に、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒに区分されています。

【申請に必要なもの】

- ・写真1枚：たて4cm×よこ3cm
　　最近6ヶ月以内に撮影したもの
　　脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
　　写真の裏面に氏名、撮影年月日を記入
- ・身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方のみ）
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と手続き】 ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
　　　　　　　　　障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
　　　◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約を受ける方が対象で、重度の方から順に、1級～3級に区分されています。手帳の有効期限は2年間で、更新の手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。

【申請に必要なもの】

- ・診断書（所定の様式）または精神障害を支給事由とする年金証書等
- ・写真1枚：たて4cm×よこ3cm
　　最近1年以内に撮影したもの
　　脱帽して上半身を写したもので原則無背景のもの
　　写真の裏面に氏名を記入
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と手続き】 ◎三次市福祉保健部 健康推進課 TEL (0824) 62-6232
　　　　　　　　　健康企画係 FAX (0824) 62-6382
　　　◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

(3) 障害者福祉施策

●自立支援給付・障害児通所支援制度

自立支援給付および障害児通所支援制度とは、障害のある方が、事業者との対等な関係に基づき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する仕組みのことです。

難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）も、障害福祉サービス等の対象となっています。

【給付の種類】

介護給付、訓練等給付、相談支援、補装具給付、障害児通所支援

【利用料】

原則として、サービス費用の1割の利用者負担があります。

利用者には、利用者負担上限額等を記載した「受給者証」を交付します。

【利用方法】

介護給付を利用する場合のみ、障害支援区分の認定が必要です。

■障害支援区分とは

- ・障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。
- ・本人や保護者等と面接調査し、医師意見書と合わせて審査判定した結果に基づき、区分認定を行います。
- ・障害支援区分は、軽度の「区分1」から、重度の「区分6」までの6段階に区分されています。
- ・介護給付についてのみ、障害支援区分の審査・判定を行います。

■障害支援区分の認定を受けるには「申請書」を提出してください。

■障害支援区分の認定には、2ヵ月程度の時間を要します。

■介護給付の支給決定の方法は

一人ひとりの障害者の方に対する介護給付の支給決定は、障害支援区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護の状況、社会参加の状況などを加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定されます。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051

障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

① **介護給付** ※利用するには、障害支援区分の認定が必要です。

サービスの種類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。 【対象者】 障害支援区分 1 以上の方
重度訪問介護	自宅で、入浴・排泄・食事の介護等や、外出支援を行います。 【対象者】 ①障害支援区分 4 以上で、常に介護が必要な重度の肢体不自由の方 ②障害支援区分 4 以上で、常に介護が必要な重度の知的障害若しくは精神障害を有する方
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている方が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 【対象者】 障害支援区分 3 以上の方
同行援護	視覚障害の方の移動時や外出支援や、外出時の排泄、食事等の援助を提供します。 【対象者】 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」および「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方
療養介護	主として昼間に、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下の介護および日常生活上の世話をしています。 【対象者】 ①障害支援区分 6 の筋萎縮性側索硬化症（A L S）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 ②障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者または重症患者 ③一定程度の医療的ケアを必要としている方
生活介護	昼間に障害者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 【対象者】 ①常に介護を必要とする障害支援区分 3 以上（50歳以上は区分 2 以上）の方 ②施設入所は、障害支援区分 4 以上（50歳以上は区分 3 （要介護 2 程度）以上）の方
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的に施設に入所し入浴・排泄・食事の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。 【対象者】 障害支援区分 6 の方のうち、常に介護を必要とする方
施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。 【対象者】 ①生活介護利用者で障害支援区分 4 以上（50歳以上は区分 3 以上）の方 ②自立訓練や就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

② 訓練等給付

サービスの種類	内 容
自立訓練 「機能訓練」	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 「生活訓練」	自立した日常生活・社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	<p>一定期間、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>【対象者】 一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、実習・職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方。休職中の方。</p>
就労継続支援 「A型」	<p>就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。</p> <p>【対象者】 一般企業等の就労が困難な方で、必要な訓練を受けることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（就労開始時に65歳未満）。休職中の方。</p>
就労継続支援 「B型」	<p>就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のための必要な訓練等を行います。</p> <p>【対象者】 一般企業等での就労が困難で、就労移行支援等を利用した後、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方など必要な訓練を受けることで、知識・能力の向上・維持が期待される方。休職中の方。</p>
就労定着支援	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p> <p>【対象者】 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方</p>
自立生活援助	<p>障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等からひとり暮らしへ移行した方の居宅を定期的に訪問し、課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p> <p>【対象者】 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域でのひとり暮らしに移行した方で、理解力や生活力等に不安がある方など</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談やその他の日常生活上の援助を行います。家賃に対する補助があります。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①知的障害又は精神障害を有する方 ②原則65歳未満の身体障害を有する方

③ 相談支援事業

サービスの種類	内 容
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居住の確保や地域での生活へ移行するための活動について、相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や必要な支援を行います。
計画相談支援	<p>【障害者等】 障害福祉サービスを利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。</p> <p>【障害児】 障害児通所事業を利用する際に、サービス利用計画の作成や支給決定後の見直しなどを行います。</p>

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

④ 補装具

補装具は、身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの（義肢・装具・車いす等）です。

給付等にあたっては、広島県立身体障害者更生相談所による判定が必要となる場合があります。

※世帯の課税状況等に応じた負担額があります。

【補装具の種類】

- ◆視覚障害：視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- ◆聴覚障害：補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
- ◆肢体不自由：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器
姿勢保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
(座位保持いす,起立保持具,頭部保持具,排便補助具 ※障害児に限る)

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

⑤ 障害児通所支援

サービスの種類	内 容
児童発達支援	<p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>①療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児 ②肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児</p>
放課後等 デイサービス	<p>生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>学校等の授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児</p>
居宅訪問型 児童発達支援	<p>障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児</p>
保育所等 訪問支援	<p>障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】</p> <p>保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって、当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児</p>

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051

障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するサービスとして、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。

①コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。

【事業内容】

事業名	対象者	内容
要約筆記奉仕員 派遣事業	市内に居住する聴覚障害者等	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、要約筆記奉仕員を派遣します。
手話通訳者 派遣事業	市内に居住する聴覚障害者等で、他に仲介人が得られず、手話の理解が可能な方	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者を派遣します。
点字・声の 広報等発行事業	視覚障害者等	「広報みよし」「議会だより」「社協だより」等をテープに録音し情報提供を行います。

【利用料】

無料

【相談と申込み】

- ◎三次市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL (0824) 63-3340
FAX (0824) 62-6827
- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課
障害者福祉係 TEL (0824) 65-2051
FAX (0824) 62-6285

【事業内容】

事業名	対象者	内容
手話通訳者 設置事業	市内に居住する聴覚障害者等	社会福祉課に手話通訳者を設置し、聴こえに障害がある方の支援を行っています。事前予約は不要です。

【利用料】

無料

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課
障害者福祉係 TEL (0824) 65-2051
FAX (0824) 62-6285
- ◎三次市障害者支援センター TEL (0824) 65-1131
FAX (0824) 65-1132

②日常生活用具給付事業

在宅の障害者の方に、障害に応じた日常生活用具を給付します。種目ごとに障害の種類、障害の程度、年齢等に制限があります。

【対象者】

在宅の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等

※一部の種目については、在宅以外（入院中または施設入所）の方も対象になるものがあります。

【日常生活用具の種目】

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費があります。（42・43頁参照）

【利用者負担上限月額】

日常生活用具の費用の1割が利用者負担です。ただし、障害児を対象とする費用の負担は5%です。また、利用者負担上限額があります。

世帯階層区分		利用者負担上限月額
障 害 児	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯
		保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円以上の世帯
障 害 者	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯
		世帯の市民税所得割額の合計が16万円以上の世帯

※世帯の世帯員のうちいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、給付の対象外（全額利用者負担）となります。

※利用者負担は、31頁から34頁の障害福祉サービスや補装具とは別扱いです。

※障害者の属する世帯の範囲は、本人とその配偶者までとなります。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051

障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

③移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行います。

なお、通院介助は移動支援事業の対象にならず、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護または行動援護での支給決定となります。

【利用目的】

買い物、イベントへの参加、散歩など。

※通学や施設通所の付き添いには利用できません。

※事例によっては利用の制限をする場合があります。

【対象者】

肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

○身体介護なし・・・肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

○身体介護あり・・・重度の肢体不自由者（児）

○行動援護・・・重度の行動障害のある知的障害者（児）、精神障害者（児）

【利用者負担】

サービス提供時間	身体介護なし	身体介護あり	行動援護
30分未満	147円	173円	215円
1時間未満	215円	267円	351円
1.5時間未満	283円	361円	487円
30分増すごとに	68円	94円	136円

【利用者負担基本月額】

世帯の課税状況等に応じた基本額があります。

世帯階層区分		利用者負担基本月額
障 害 児	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円未満の場合 4,600円
		保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円以上の場合 37,200円
障 害 者	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満の場合 9,300円
		世帯の市民税所得割額の合計が16万円以上の場合 37,200円

※障害者の属する世帯の範囲は、本人とその配偶者までとなります。

【相談と申込み】

○三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051

障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

○各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

【三次市単独支援施策】

障害福祉サービス・障害児通所サービス・移動支援事業・日中一時支援事業の自己負担額を合算し、上限負担月額を超えた額を市が助成します。

④地域活動支援センター事業

一般企業で就労することが困難な障害者等に共同作業の場を設けて通所により、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援を図る事業です。

【市内の実施事業所】

名称	所在地	連絡先
地域活動支援センター ふらっと	甲奴町本郷1215-1	(0847) 67-5052
かぜくさ	十日市東四丁目11-3	(0824) 65-1305
ともえ三次工房	畠敷町1351-10	(0824) 62-1686
ジョイジョイワーク 第3作業所	三次町2054-1	(0824) 63-0209

【相談と申込み】

○上記事業所

○三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

⑤福祉ホーム

低額な料金で居室やその他の設備を利用しながら生活し、社会復帰の促進・自立の促進を図ることを目的とする施設です。

⑥生活支援事業

障害児生活訓練事業

障害児等の生活の安定を図るとともに、充実した日々が送れるよう日常生活上必要な訓練や指導を行います。

【対象者】

市内に居住するおむね満6歳から満18歳までの在宅の知的障害児および身体障害児
【実施期間等】

夏・冬・春休み期間中（8時～18時）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

【利用料】

5時間未満 280円、5時間以上 560円

【利用者負担上限月額】

世帯の課税状況等に応じた上限額が設定されています。

世帯階層区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯
	4,600円
	保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円以上の世帯
	18,600円

【相談と申込み】

- ◎三次市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL (0824) 63-3340
FAX (0824) 62-6827
◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

⑦日中一時支援事業

家族の就労支援および一時的な休息等のために、障害者（児）を施設などで一時的に預かって、見守り等のサービスを実施します。

〈短期入所型〉

【対象者】

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

【利用者負担】

サービス費用の1割が利用者負担になります。

利用時間	一般	重症心身障害者（児）
4時間未満（0.5日分）	210円	420円
4時間以上8時間（0.75日分）	420円	840円
8時間以上（1日分）	630円	1,260円

※サービス費用は、それぞれ利用者負担を10倍したものです。

※送迎・入浴を必要とする場合は別途費用がかかります。

※食事費、日用品費は実費負担となります。低所得者に対しては補助があります。

【利用できる日数】

各月の日数から8日を控除した日数まで

【市内協定事業所】

65頁の日中一時支援を参照

〈放課後一時支援型〉

【対象者】

身体障害、知的障害、精神障害のある児童で保護者の就労により日中の監護が困難な児童

【利用者負担】

利用時間	利用料
4時間未満（0.5日分）	294円
4時間以上8時間（0.75日分）	588円

※サービス費用は、それぞれ利用者負担を10倍したものです。

※送迎を必要とする場合は別途費用がかかります。

※食事費、日用品費は実費負担となります。

【利用できる時間等】

・各月の日数から8日を控除した日数まで（①の短期入所型と併せた利用も含む）

- ・学校開校日（月～金）
- ・放課後～18時30分

【実施施設】

事業所名	所在地	連絡先
三次アカデミー日中一時支援事業所	粟屋町11604番地1	(0824) 62-1211
三次アカデミー日中一時支援事業所	粟屋町11664番地	(0824) 63-1151

【利用者負担基本月額】 短期入所型・放課後一時支援型共通
世帯の課税状況等に応じた基本額があります。

世帯階層区分		利用者負担基本月額
障 害 児	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円未満の場合 4,600円 保護者の属する世帯の市民税所得割額の合計が28万円以上の場合 37,200円
障 害 者	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満の場合 9,300円 世帯の市民税所得割額の合計が16万円以上の場合 37,200円

※障害者の属する世帯の範囲は、本人とその配偶者までとなります。

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

【三次市単独支援施策】

障害福祉サービス・障害児通所サービス・移動支援事業・日中一時支援事業の自己負担額を合算し、上限負担月額を超えた額を市が助成します。

⑧訪問入浴事業

家庭で入浴することが困難な在宅の障害者（児）に対し、看護師等の管理のもとで利用者の居宅において浴槽を提供して入浴介護を行う。

【対象者】

- 在宅の障害者（児）で次のいずれにも該当する方
- 居宅介護、生活介護による入浴の利用が困難な状態の方
 - 入浴が可能と認められる健康状態にある方
 - 介護保険による訪問入浴サービスの対象でない方
 - この事業の利用によらなければ入浴が困難な状態にある方

【利用回数の上限】

原則週1回とし、夏季（7月～9月）は週2回を上限

【利用者負担】

下記利用料の1割を直接業者へ支払っていただきます。（1回あたり）

サービス種類	入浴	清拭または部分浴
利用料	12,500円	8,750円

※特別地域加算として、上記利用料に15%が加算されます。

【利用者負担基本月額】

世帯の課税状況等に応じた基本額があります。

世帯階層区分		利用者負担 基本月額
障 害 児	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	保護者の市民税所得割額の合計が28万円未満の場合
		保護者の市民税所得割額の合計が28万円以上の場合
障 害 者	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満の場合
		世帯の市民税所得割額の合計が16万円以上の場合

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 社会福祉課 TEL (0824) 65-2051
障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

【日常生活用具の種目等】

種目	限度価格(円)	対象者									備考	
		身体障害の範囲						知的 障害	精神 障害	難病等		
		視	聴	音・言	上肢	下肢	体幹					
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000				1~2	1~2			○	寝たきりの状態にある難病患者等	
	特殊マット	19,600				1~2	1~2		Ⓐ～A	○	常時介護を要する障害者、寝たきりの状態にある難病患者等	
	特殊尿器	67,000				1	1			○	常時介護を要する障害者、自力で排尿できない難病患者等	
	入浴担架	82,400				1~2	1~2				入浴に介助を要する障害者	
	体位変換器	15,000				1~2	1~2			○	下着交換等に介助を要する障害者、寝たきりの状態にある難病患者等	
	移動用リフト	159,000				1~2	1~2			○	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	
	訓練いす（児童のみ）	33,100				1~2	1~2					
	訓練用ベッド（児童のみ）	159,200				1~2	1~2			○	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000				○	○			○	入浴に介助を要する難病患者等	
	便器	4,450				1~2	1~2			○	常時介護を要する難病患者等	
		手すり	5,400									
	歩行補助つえ	木製	2,200			○	○					
		軽金属製	3,000									
	移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）	60,000	平衡		○	○				○	家庭内の移動等に介助を要する障害者、下肢が不自由な難病患者等	
	頭部保護帽	37,000			○	○		Ⓐ～A	1~2		てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	
	特殊便器	151,200		1~2				Ⓐ～A		○	上肢機能に障害のある難病患者等	
	火災警報器	21,800			1~2			Ⓐ～A	1~2		障害者や難病患者等のみの世帯	
	自動消火器	28,700								○		
	電磁調理器	41,000	1~2					Ⓐ～A	1~2		視覚障害者のみ又は知的障害者若しくは精神障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	1~2									
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400		2							聴覚障害者のみの世帯	
	徘徊見守り支援用具	8,000							○		見守りを要する者	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500						1~3 じん臓				
	ネプライザー	36,000	△	△	△	△	△			△	呼吸機能に障害のある難病患者等	
	電動たん吸引器	56,400										
	酸素ポンベ運搬車	17,000						○			在宅酸素療法者	
	人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー	120,000	○	○	○	○	○	○		○	在宅で常時人工呼吸器を使用している者	
	パルスオキシメーター	50,000						△			在宅酸素療法者	
		難病患者等	157,500							○	人工呼吸器の装着が必要な者（モニタリング機能付き）	
	盲人用体温計（音声式）	9,000	1~2								視覚障害者のみの世帯	
	盲人用体重計	18,000										

種目	限度価格(円)	対象者										備考	
		身体障害の範囲							知的 障害	精神 障害	難病等		
		視	聴	音・言	上肢	下肢	体幹	脳原性	内部				
携帯用会話補助装置	98,800			○	△	△	△	△					
情報・通信支援用具 *	100,000	1~2			1~2		1~2						
点字ディスプレイ	383,500	1~2	2									視覚障害かつ聴覚障害	
点字器 (標準型)	真ちゅう板製	10,400	○										
	プラスチック製	6,600											
点字器 (携帯用)	アルミニウム製	7,200											
	プラスチック製	1,650											
点字タイプライター	63,100	1~2											
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85,000	1~2											
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	35,000												
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	1~2											
視覚障害者用拡大読書器	198,000	○											
音声ICタグレコーダー	63,000	1~2											
盲人用時計	触読式	10,300	1~2										
	音声式	13,300											
聴覚障害者用通信装置	71,000		○	○									
聴覚障害者用情報受信装置	88,900		○										
人工内耳用体外装置	300,000		○									人工内耳を装用し5年以上経過している聴覚障害者(児)で、人工内耳用体外装置の買い替えに際し、医療保険の対象とならないもの	
人工喉頭	笛式	5,000			○							喉頭摘出により音声機能を喪失した者	
	電動式	70,100											
点字図書		○										情報の入手を点字によっている者	
排泄管理支援用具	ストマ用器具	蓄便袋	8,600							直腸 ぼうこう		・ストマ造設者 ・先天性内臓障害により、人工肛門又は人工ぼうこうを造設した障害児(一時的造設を含む)	
		蓄尿袋	11,300										
紙おむつ等		12,000					△	△	△	○			
収尿器		男性用・普通型	7,700									脊髄損傷等により排尿障害のある者	
		男性用・簡易型	5,700										
		女性用・普通型	8,500										
		女性用・簡易型	5,900										
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000				1~2	1~3	1~3	1~3			○ 上肢障害は特殊便器への取替えのみ 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	

* 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいいます。

△ 医師意見書が必要な場合があります。

●医療費公費負担制度

手続きに必要なものについては、詳しくはお問い合わせください。

①重度心身障害者医療費公費負担制度

障害者手帳の交付を受けている方の医療費の自己負担が、医療機関ごとに1日200円となります。1ヵ月の負担上限は、医療機関ごとに入院14日、通院4日までです。

対象となる身体障害者手帳・療育手帳を交付された月から適用されます。

【対象者】

身体障害者手帳 1級～3級、または 療育手帳 Ⓐ, Ⓑ をお持ちの方

※所得制限があります。なお、身体障害者手帳1級所持者で、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の装着の必要があり、日常生活動作が著しく制限されている方は所得制限が緩和されます。

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・健康保険証
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と申込み】	◎三次市市民部	市 民 課	TEL (0824) 62-6134
		保険年金係	FAX (0824) 63-2809
	◎各支所	地域づくり係	（裏表紙参照）

②精神障害者医療費公費負担制度

対象の方の通院医療費の自己負担が、医療機関ごとに1日200円となります。1ヵ月の負担上限は、医療機関ごとに入院4日までです。

受給対象となった時点から受給権が発生します。

【対象者】

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、自立支援医療（精神通院医療）の受給者。

※所得制限があります。

【手続きに必要なもの】

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）
- ・健康保険証
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と申込み】	◎三次市市民部	市 民 課	TEL (0824) 62-6134
		保険年金係	FAX (0824) 63-2809
	◎各支所	地域づくり係	（裏表紙参照）

③自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療の給付を行います。

なお、世帯の課税状況等に応じた費用の一部負担があります。

例）心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術、移植に伴う抗免疫療法、抗HIV療法

【対象者】

更生医療：身体障害者手帳をお持ちの方で、18歳以上の方

育成医療：身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると障害を残すと認められる18歳未満の方

【手続きに必要なもの】

- ・更生医療要否意見書および概算額算出表
- ・身体障害者手帳
- ・健康保険証
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部	社会福祉課	TEL (0824) 65-2051
	障害者福祉係	FAX (0824) 62-6285
◎各支所	地域づくり係	（裏表紙参照）

④自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患で通院治療を継続的に必要とする状態の方に、通院医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担割合は原則1割で、世帯の課税状況等に応じて負担上限月額が定められます。

【対象者】

精神疾患で通院治療を継続的に必要とする状態の方

【手続きに必要なもの】

- ・診断書（所定の様式）
- ・障害年金を受給中の方はその額が分かるもの
- ・健康保険証
- ・個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認ができるもの

【その他】

有効期間は最長1年間です。期限の3ヵ月前から更新手続きができます。

診断書の提出は2年に1回です。

入院の医療費は対象になりません。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部	健康推進課	TEL (0824) 62-6232
	健康企画係	FAX (0824) 62-6382
◎各支所	地域づくり係	（裏表紙参照）

●年金・手当等

在宅の重度障害者（児）または重度障害者（児）を扶養する方に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当が支給されます。

それぞれ所得による制限があります。

名称	対象者	金額	相談・申請窓口
特別障害者手当	重度の心身障害者で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方	月額 28,840円	社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0824) 65 - 2051 FAX (0824) 62 - 6285
障害児福祉手当	重度の心身障害者で常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童 ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方は除く	月額 15,690円	各支所 地域づくり係 (裏表紙参照)
特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満の児童を監護している保護者	月額 1級 55,350円 2級 36,860円	
児童扶養手当	父または母に重度の障害がある家庭で、満18歳の年度末に達するまで（障害がある児童は20歳未満）の児童を養育している方	月額 10,740円～ 45,500円	こども家庭支援課 育児支援係 TEL (0824) 62 - 6148 FAX (0824) 62 - 6300 各支所 地域づくり係 (裏表紙参照)
障害基礎年金	心身の障害により日常生活において著しい制限を受ける状態にある20歳以上の方	月額（目安） 1級 85,000円 2級 68,000円	三次年金事務所 TEL (0824) 62 - 3107 FAX (0824) 62 - 1342

●障害者手帳をお持ちの方のその他制度

※制度によっては所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

人工透析通院費の助成

じん臓機能障害のため人工透析治療を受けている方に、通院費を助成します。

◆助成額

- ・バス・汽車代の往復運賃（障害者割引適用後）の1／2
- ・週3日を限度とします。

住宅改修費の助成

在宅生活の自立促進や介護者負担軽減のために必要な住宅改修費を助成します。

◆対象者

- ・65歳未満の下肢、体幹、脳原性運動機能障害で3級以上の方
- ・65歳未満の療育手帳Ⓐ、Aの方
- ・ストマ用装具を使用する直腸・ぼうこう機能障害4級以上の方
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者で常時介助の必要がある方
- ・児童は3歳以上18歳未満の方でⒷ、Bを含む

◆助成額

- ・助成の対象となる工事費等の40万円が限度となります。

※市町村民税課税世帯の場合は助成額が1／2となります。（児童は所得制限なし。）

※原則、申請年度の2月末日までに完了できる工事が対象です。

福祉タクシー等助成券

タクシーを利用する場合の乗車料金や、乗車している車への燃料給油を助成します。

◆対象者

- ・身体障害者手帳 1級、2級、3級の一部（視覚、下肢、体幹、移動、腎臓障害）
- ・療育手帳 Ⓐ、A、Ⓑ
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級

※一部施設入所や課税状況等により対象外となる場合があります。

◆交付内容

- ①タクシー助成券1枚500円 年間40枚
- ②自動車燃料助成券1枚500円 年間20枚
(18歳未満はタクシー助成券と同数)
- ③人工（血液）透析を受けている方は①もしくは②の倍

※いすれも10月1日以降の申請からは交付枚数が1／2になります。

※令和6年4月～令和7年6月末まで経過措置とし、枚数を調整しています。

詳しくはお問い合わせください。

障害児在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケアが必要な障害児の保護者に対して、訪問看護を延長して利用した費用を助成します。

◆対象者：医療的ケアを必要とする障害児の保護者

◆助成内容：

- ・1回あたり4時間まで
- ・1年度48時間まで

福祉車両の購入・改造費助成

※事前申請が必要です。

福祉車両を購入する経費または、現在お持ちの車を福祉車両に改造する経費を助成します。

◆対象者：身体障害者手帳の交付を受けている方で、車いすやストレッチャーを利用しないと移動が困難な方または生計を同じにする介護者

◆助成額：福祉車両購入費用または改造費用の1／2（助成限度額は10万円）

※原則、申請年度の2月末日までに納車できる車両が対象です。

福祉ファクシミリ・メール119システム・NET119緊急通報システム

聴覚障害や音声・言語機能に障害のある方が、緊急時に、ファックスや携帯電話のメール機能、もしくは、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して119番通報を行うことにより、消防車や救急車を呼ぶことが可能となります。

◆対象者：音声による緊急通報が困難な方

◆申請方法：

利用には事前に登録が必要です。申請書に必要事項を記入してご提出ください。なお、備北地区消防組合のホームページから申請書をダウンロードすることができます。

【備北地区消防組合ホームページ「申請・届出様式のダウンロード」<http://www.119-bihoku.jp/application/mail119.html>】



自動車改造費助成

就労等に伴い、自動車を改造する場合、改
造費の一部を助成します。

◆対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢・下
肢・体幹・移動機能障害1～4級の方

◆助成額

- ・支給限度額 100,000円

※原則、申請年度の2月末日までに納車できる車両が対象です。

紙おむつ購入費の助成

紙おむつの購入費の一部を助成します。

◆対象者（3歳以上65歳未満の在宅者）

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢・体
幹・移動機能障害1～3級の方
- ・療育手帳Ⓐ、Aの方（児童はⒷ、Bを含む。）
- ・世帯の市民税所得割額の合計が16万円未
満の世帯

◆助成額

- ・紙おむつ購入助成券2,000円／月

施設等利用者負担の助成

児童発達支援センターの利用者自己負担経
費を助成します。

◆対象者

- ・障害児通所給付費の支給決定を受け、児童
発達支援センターに通所している児童の保
護者

◆助成額

- ・実負担経費（福祉サービス+食費）
(※保育所、幼稚園、認定こども園等の利用
者に限る)

ケーブルテレビ利用料助成

ケーブルテレビ利用料についてライトプラン基本月額の
1/2を助成します。

◆対象者

- ・在宅で生活している視覚障害または聴覚障害の方がおら
れるケーブルテレビの契約世帯

◆交付内容

- ・ケーブルテレビからの利用料請求額が助成額分減額され
ます。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 社会福祉課

TEL (0824) 65-2051

障害者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

自動車運転免許取得費助成

第一種普通免許の教習を受けるために必
要な経費の一部を助成します。

◆対象者

- ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方

◆助成額

- ・支給限度額 100,000円

就労支援施設への通所費助成

就労支援等事業所への通所にかかる交通費
の一部を助成します。

◆対象者

- ・作業所等の就労支援施設に通所する方で、
施設からの送迎サービスを受けられない方

◆助成額

- ・週5日を限度とし、次により算出した額の
1/2を助成します。
(1) バス、汽車代の往復運賃（障害者割引
適用後）。
(2) 自家用車を使用する場合、20円/km
で算出し1日あたり600円を限度。

市外の通所施設等への交通費助成

障害児通所施設等への通所にかかる交通
費の一部を助成します。

◆対象者

- ・障害児通所給付費の支給決定を受けてい
る児童の保護者で、市外の医療機関等で
療育相談及びリハビリを受けた児童または
市外の児童発達支援センターに通所さ
れた児童の保護者

◆助成額

- ・通所1日あたり定額650円

NHK放送受信料の免除

申請により、放送受信料が免
除される場合があります。詳
しく述べてN HKまでお
問い合わせください。



【N HKホームページ

[https://www.nhk-cs.jp/
jushinryo/exemption_list.html](https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html)】

N HKふれあいセンター

（ナビダイヤル）

TEL0570-077-077

●サポートファイル

知的障害や発達障害のある方や支援の必要な方が、一貫したよりよい支援を受けることができるよう、『心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui～』を配付しています。

【対象者】

知的障害や発達障害のある方とその保護者

※その他の障害のある方、支援が必要な方とその保護者も利用可能です。

【利用方法】

病院、保育所、学校、相談窓口、サービス提供事業所などで、ご本人の成育歴や、健康状態、ケアの仕方などについて知ってもらいたいときに提示します。

【配付場所】

福祉保健部社会福祉課・健康推進課、障害者支援センター

子育て支援部こども家庭支援課、こども発達支援センター

教育委員会学校教育課、各支所

【受取方法】

上記配付場所で、直接お受け取りください。

その際、支援が必要な方や保護者の情報を、受付票に記入していただきます。

※ファイルは無料です。

【相談と配付】

◎社会福祉課	TEL (0824) 65-2051	FAX (0824) 62-6285
◎健康推進課	TEL (0824) 62-6257	FAX (0824) 62-6382
◎障害者支援センター	TEL (0824) 65-1131	FAX (0824) 65-1132
◎こども発達支援センター	TEL (0824) 62-2776	FAX (0824) 62-2776
◎こども家庭支援課	TEL (0824) 62-6360	FAX (0824) 62-6300
◎学校教育課	TEL (0824) 62-6187	FAX (0824) 62-6288
◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）		

●軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して補聴器の購入または修理費用の一部を助成します。

【対象者】

18歳に達する日（誕生日前日）以後の最初の3月31日までの方で両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方

【助成額】

購入または修理経費の3分の2

（補聴器の種類に応じ助成基準額があります。）

【相談と手続き】

◎三次市福祉保健部	社会福祉課	TEL (0824) 65-2051
	障害者福祉係	FAX (0824) 62-6285
◎各支所	地域づくり係（裏表紙参照）	

4. 生活に困窮されている方への相談支援

●三次市生活サポートセンター

 **生活や仕事のことでお困りの方、まずはご相談ください。** 

仕 事 · 仕事が長続きしない · 病気で働けない · 長い期間働いていない

お 金・住 居 · 保険料、公共料金が支払えるか心配 · 収入が不安定で生活費に困っている
· 住む所がない

生 活 · 相談できる人がいない · 家族のことで悩みがある · 社会にでるのが恐い

■一緒に目標を考えます。

自立に向けた本人の自主的な取り組みを支えます。

生活の状況と課題を明確にし、解決に向けて一緒に目標を考え、その目標を盛り込んだ自立に向けた計画を立てます。



■目標達成に向けて一緒に取り組みます。

計画に沿って課題解決に取り組む本人をサポートします。

必要に応じて他の公共機関や各種専門機関と協力し支援します。

制度の活用や調整についてもお手伝いします。

■一時的な食料支援を行います。

所持金が無く食料の確保が難しい方に、原則1回限りで2~3日分の食料を提供します。

対象者 経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方
(生活保護受給者を除く)

開所日 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分~17時15分

三次市生活サポートセンター

住所：三次市十日市東三丁目14-1 三次市福祉保健センター2階
TEL (0824) 65-1180 FAX (0824) 62-6827

5. 社会福祉協議会のサービス

●権利擁護センターもみじ

一人暮らし高齢者や高齢者世帯、および認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者などの意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度などの権利擁護制度を活用し、身上監護や財産管理を中心とする権利擁護サービスを提供する事により、地域福祉の推進に寄与することを目的とした機関です。

【活動内容】

成年後見制度の身近な相談窓口として成年後見制度の説明、情報提供など行います。また、成年後見相談会を実施します。

成年後見制度の申立ての支援をします。親族後見人等への相談、助言、医療機関や施設などと法律の専門家との連携等行います。

法人後見の受任をします。成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人の事務を行います。

任意後見の事務をします。任意後見監督人の事務、任意代理の事務を行います。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）により支援し、本人の判断能力、生活状況などによっては成年後見制度への検討、他制度へ情報提供などを行います。

犯罪被害者支援などを行います。関係機関、医療機関など専門的支援機関との連携を図るとともに、消費者被害に関する相談を受けます。

市民後見人の養成と後見人バンク登録者へのフォローアップ支援、活動支援、市民後見人の活動支援を行います。

専門職への相談体制もあります。

虐待の予防啓発、防止に努めます。

契約締結審査委員会の設置、運営をします。受任要件に該当するかどうか審査会で協議します。

入院、入所施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障害者支援センター、福祉事務所、その他必要な事業所への支援、連携に努めます。

成年後見制度などの広報、普及、周知活動をします。出前講座等を行います。

●福祉サービス利用援助事業『かけはし』

認知症や障害などによって、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるように支援します。

【主なサービス内容】

福祉サービスの利用手続きのお手伝い。生活に必要なお金の出し入れのお手伝い。通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり。

【利用方法】

三次市社会福祉協議会にご相談ください。専門員が状況を伺いながら支援計画を作成します。その計画に基づく支援に合意されれば契約を結び支援が開始になります。

【利用料】

サービスの種類	利用料
福祉サービスの利用されるときのお手伝い	1回あたり（2時間程度） 1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い	
通帳などのお預かりサービス	1ヵ月あたり 1,500円

※なお生活保護受給者の方については、預りサービスのみの負担になります。

●ふれあい福祉相談

【相談の受付】

相談内容	相談日 (祝日を除く)	相談時間	相談員
心配ごと相談			
電話相談 ☎0824-63-3340	月～金曜日	8時30分～ 17時15分	社会福祉協議会 専門職員
専門相談	介護相談 権利擁護相談		
	事前予約制 (5月・9月・1月)	13時～15時	弁護士
法律相談		※相談のお申込みは定員になり次第、締め切らせていただきます。 時間はお一人30分程度とさせていただきます。	

※相談はすべて無料、秘密は厳守します。

【開設場所】 ◎三次市福祉保健センター 2階相談室

〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1

電話 (0824) 63-3340 FAX: (0824) 62-6827

手紙・メールによる相談もできます。

E-mail : fureai-soudan3@ca.wakwak.com

●福祉用具短期貸出制度

病気やけがなどで、一時的に歩くことが難しくなられた方に対して、車いすを短期間貸し出します。

【対象者】

三次市に住所をお持ちの方で、病気やケガなどで一時的に歩くことが難しくなっておられる方が対象です。

介護保険や傷害の認定を受けておられる方でも、その制度での支援を受けることができない場合は、対象になる場合があります。

【福祉用具の種類】車いす

【貸し出し期間】原則1ヵ月以内

【利用料】無料

●ボランティアはるかぜネット

ボランティアによる支援を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て世帯、妊娠婦、病気やけがをした方などに対して、日常生活に必要なサービスを提供する、会員制で有償の生活互助型サービスです。



【会員制】

- 利用会員：市内にお住まいで、日常生活支援が必要な方
- ボランティアはるかぜ会員：サービスを提供する登録会員

【内容】日常生活支援（衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物、話し相手、外出支援、子守りなど）

【利用料金】1時間あたり300円

【三次市社会福祉協議会の主な窓口】

本所（地域福祉課）	TEL (0824) 63-3340	FAX (0824) 62-6827
本所（生活支援課）	TEL (0824) 63-3340	FAX (0824) 62-6827
君田支所	TEL (0824) 53-2964	FAX (0824) 53-7002
布野支所	TEL (0824) 54-2042	FAX (0824) 54-2883
作木支所	TEL (0824) 55-2119	FAX (0824) 55-7002
吉舎支所	TEL (0824) 43-3301	FAX (0824) 43-7005
三良坂支所	TEL (0824) 44-2182	FAX (0824) 44-7005
三和支所	TEL (0824) 52-3143	FAX (0824) 52-7009
甲奴支所	TEL (0847) 67-2075	FAX (0847) 67-2195

6. その他のサービス

■いきがい

事業名等	内 容	問い合わせ先
元気サロン	高齢者が、動かしやすい体づくりをしながら、交流も図れる場として、地域の皆さんのが「身近な場所（集会所等）」で「週1回」「5人以上が集まり」「体操を続ける」ことをサポートします。開設前の説明や定期的な体力測定も行います。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
ふれあい いきいきサロン	高齢者・障害者等が、身近な場所に気軽に出てきて、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせるこことをめざす交流活動で、地域のボランティアが主体となって開設・運営されています。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
ボランティア 活動	ボランティア活動に参加したい方とボランティアを必要とする方に対して、相談や活動先の紹介を行っています。また介助の技術や手話・点字などの講座、活動機材やボランティア室の提供、活動への援助や情報を提供しています。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
老人クラブ活動	高齢者の知識および経験を生かし、生きがいおよび健康の増進、社会奉仕を目的としてさまざまな活動を行っています。多様な社会活動を通じて老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として組織されたクラブです。 市内に約100の単位老人クラブがあります。	三次市 老人クラブ連合会 (0824) 63-5680

■生活

事業名等	内 容	問い合わせ先
ふれあい収集	家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者または障害者の世帯の在宅生活を支援するため、戸別に訪問して家庭ごみを収集します。	環境政策課 (0824) 66-3449
消費生活相談	消費生活に関する相談、悪質商法等に対する対処方法についての相談を受け付けます。	三次市消費生活センター（市民課） (0824) 62-6222
三次市民バス (君田、布野、作木、吉舎、三和および甲奴地域)	身体・療育または精神障害者保健福祉手帳の所持者、介護保険の要支援以上の認定を受けている方およびその介護者等は無料となります。 手帳や要介護認定が確認できる介護保険証の提示が必要です。	まちづくり交通課 (0824) 62-6247
高齢者運転免許 自主返納支援事業	65歳以上（返納時点）の方で、有効期間内の運転免許証を警察に自主返納した方を対象に、タクシー利用助成券などを交付しています。	まちづくり交通課 (0824) 62-6247
相乗りタクシー 事業（旧三次市管内のみ）	最寄りの駅やバス停から700m以上離れた場所に住む20歳以上の運転免許証を所有していない方、または所有しているが自動車・バイク等を所有していない方を対象に、タクシーを公共交通として共同（2人以上）で利用するときに使える助成券を交付しています。	まちづくり交通課 (0824) 62-6247

7. 資料編

●三次市民生委員・児童委員及び主任児童委員一覧

生活の不安、お金のこと、介護・福祉サービス、子育てなどでお悩みはありませんか。民生委員・児童委員は、身近な相談相手、市役所や関係機関との「つなぎ役」です。

困った時は、一人で悩まず相談して下さい。ご近所の気になることも相談して下さい。
※民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容を他の方に漏らすことはありません。

【令和6年7月1日現在】民生委員・児童委員180人（うち主任児童委員20人）

■三次地区（18人）〔民生委員・児童委員16人　主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
山本 邦夫	山家町408-6	(0824)63-8564	山家町
戸田 松幸	東河内町565-1	(0824)63-6520	東河内町、穴笠山岡
長岡 修	穴笠町57	(0824)62-1286	西河内上1・2組、中1・2組、穴笠（穴笠山岡を除く）
★ 岩見 篤子	西河内町320	(0824)63-7038	三次・河内地区全域
森岡 和弘	小文町400-1	(0824)63-8077	小文町、西河内町下1・2組、段
織田 理秀	三次町1069-4	(0824)63-4798	太才町1・2、宮の嶺
元山 薫	三原町208	(0824)63-8403	三原町、山家町の一部、郷川
天野 芳明	三次町1909-1	(0824)63-2827	内町1・2
★ 高樋 法明	三次町1281	(0824)62-2410	三次・河内地区全域
西田 勇三	三次町1326-8	(0824)62-3540	西中町、大工町
小田 貞子	三次町1491	(0824)62-2280	住吉町1・2
上本 隆弘	三次町1764-13	(080)2910-2393	大内通り1・2
選出中⇒ご相談は同地区的上本隆弘委員へお願いします。			
中谷 雅敏	三次町1552	(090)7049-8641	本通り、旭町
花本 茂則	三次町1055-1	(0824)63-4539	中所
岡田 耕治	日下町56-1	(090)1684-7501	日下町、板崎
井上 峰晴	三次町1183	(0824)62-3506	西本町、栄町、上町
武矢 和晴	三次町7-5	(0824)63-4696	寺戸（願万地）
田中 みどり	三次町627-8	(0824)62-3999	寺戸

■十日市地区（23人）〔民生委員・児童委員21人　主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
藤谷 俊昭	西酒屋町30-7	(0824)64-0343	西酒屋町（上本谷、下本谷）
定本 典彦	西酒屋町1717-2	(0824)63-6073	西酒屋町（船所1・2・3・4）、三軒屋、末元
安長 勉	東酒屋町492	(0824)63-5553	東酒屋町（大東1・2・3、門田上・下、松尾、徳市）
★ 今井 仁美	東酒屋町1273	(0824)63-6053	十日市・酒屋地区全域
島田 美和子	十日市中1-4-30	(0824)62-2632	中1-1・5～9、西1-1～13
岡崎 薫	十日市中2-14-33	(0824)63-5307	中1-2～4、中2-8～12・14
下野 真弓	十日市中1-11-24	(090)4573-7085	中1-10～14、中2-13・15、西6-1～10、西1-14～15
児玉 千代子	十日市中3-9-20	(0824)62-3009	中2-4・5・7、中3-1～11
宗清 誠子	十日市中4-6-14	(0824)63-7568	中3-12～17、中4-5～9
熊谷 博行	十日市中4-12-16	(0824)62-7616	中4-1～4・10～17、東1-6～16
山隅 妙子	十日市東2-4-21-202	(0824)65-1866	東2-1～15、東3-1・6
田原 岳治	十日市東3-15-17	(090)2831-1789	東3-2～5・7～16
下山 孝	十日市東4-13-10	(0824)62-2438	東4-1～13、東5-1・3・9・11～20、東6-1
中重 三枝	十日市東6-3-33	(0824)63-7684	東5-2・4～8・10、東6-2～13
久保 明夫	十日市町1854	(090)6439-2000	西2-4～8、西4-1・2・10、西5-1～4・7・8・10～15
國廣 利義	十日市西3-14-3	(0824)62-4910	西2-13、西3-2～16、西4-3～9、西5-5・6・9、植松、大村
寺重 美恵子	十日市南3-10-5	(0824)62-8461	南1-1、南2-1～16、南3-1～16
安宗 暁子	十日市東1-4-36	(0824)63-7419	南1-2～11、東1-1～5、中2-1～3・6
稻倉 孝士	十日市南5-5-8	(0824)63-1986	南4-1～3、南5-1～10、南6-1
畠博志	十日市南6-24-16	(0824)63-3147	南4-4～13、南6-2～4・15～28
段田 達也	十日市南6-6-38	(0824)63-0522	南6-5・6、南7-1・2・6～10
植敷 光浩	十日市南7-4-3-1	(0824)62-5931	南6-7～14、南7-3～5・11・12、西2-1～3・9～12、西3-1
★ 岩井 夕力子	十日市東5-15-38	(0824)62-4517	十日市・酒屋地区全域

■八次地区（16人）〔民生委員・児童委員14人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
上田 憲 昭	四拾貫町1072-2	(0824)63-8754	四拾貫町(段、日南、中組、大迫団地、山家、池の内、生協団地他)
伊達 元一郎	四拾貫町111	(0824)63-1646	四拾貫町(小原、塩迫、高杉、下山・向山団地、山陽ビル他)
升國 令子	後山町179	(0824)63-4743	後山町
★ 加藤 とも子	畠敷町162-3	(0824)62-7856	八次地区全域
矢吹 照代	畠敷町1798-18	(0824)63-1795	畠敷上(宮田、半坂の一部、国交省アパート付近)、四拾貫町の一部
松重 信子	四拾貫町1137-1	(0824)63-9708	畠敷上(加茂、半坂、中央、ひまわりビル、わかば、グリーンハイツ付近)
宍戸 裕子	畠敷町1485-5	(0824)63-0998	畠敷上(王之段)、九郎の一部
林 静馬	畠敷町1804-5	(0824)62-3545	畠敷上(新組、学園通付近、岩屋、すみれ、平成常会付近)
藤原 孝次	畠敷町1069-5	(0824)62-6324	畠敷上(王陽台、王之段の一部)、畠敷下(比叡尾、王子の一部)、王之段県営住宅
天賀 和見	畠敷町772-1	(0824)63-4387	畠敷下(農免道北側全般(比叡尾・九郎・王子の一部を除く))
小石 文彦	畠敷町177-16	(0824)63-1787	畠敷下(農免道南側全域)、九郎・王子・竜王の一部
竹岡 義朗	南畠敷町7-6	(0824)63-9584	南畠敷町(大下全域)
加藤 礼子	南畠敷町156	(090)4691-1217	南畠敷町(生協団地、県営住宅、第2堂山団地)
下井 博子	南畠敷町366-3	(0824)62-3826	南畠敷町(山手、麻原(一部除く))
和田 辰則	南畠敷町675	(0824)63-1024	南畠敷町(掛原、市営住宅、第1・3・4堂山団地、山手麻原の一部)
★ 栄 久江	南畠敷町426-3	(0824)63-2365	八次地区全域

■東部地区（20人）〔民生委員・児童委員18人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
新田 衆治	高杉町263	(0824)66-1634	神杉地区(1区、2区、3区、4区、5区、6区上)
有田 雅俊	高杉町1181	(0824)66-1753	神杉地区(6区下、7区、8区、9区、10区、11区、市営住宅)
沖田 智鶴	廻神町526-1	(0824)66-2841	神杉地区(12区、13区、14区上下、15区、16区、17区)
中藤 博文	廻神町2498-1	(0824)66-1558	神杉地区(18区、19区上下、20区、21区、22区、23区、24区)
★ 長谷川 さとみ	廻神町1603	(0824)66-1300	東部地区全域
林 和彦	向江田町2123-1	(0824)66-2592	向江田町(池田、寺町、上山手、郷組)
田島 哲二	向江田町3296	(0824)66-2632	向江田町(下組、下中、上中、下山手)
中井 等	和知町1901	(0824)66-2713	和知町(中組、西組)、向江田町(菅田)
津村 周子	和知町1540	(0824)66-2683	和知町(尾越、紙屋)
森岡 としこ	和知町641-1	(0824)66-2448	和知町(大当上下、宮組)
福間 裕子	糸井町864	(0824)66-1389	糸井町(甲、乙、丙、丁)
和田 邦男	小田幸町288-3	(0824)66-2206	本郷上・下、上定、上谷、五反田前・中・後
原田 豊春	大田幸町1663	(0824)66-1964	畠原、上の段、矢谷、信貞上・中・下
佐々木 一彦	大田幸町4022-1	(0824)66-2123	寄国、上志幸、上井田、下井田
竹岡 幹男	大田幸町2247	(0824)66-2175	志幸上、宮、沖組、三万寺、塩町新・旧
★ 中廣章子	大田幸町3316	(0824)66-2067	東部地区全域
福庭 春樹	有原町395	(0824)69-2150	有原町
猶崎 博文	三若町2521-1	(0824)69-2144	三若町
川口 隆治	石原町166	(0824)69-2583	石原町、海渡町
西川 絹枝	上田町417	(0824)69-2470	上田町

■西部地区（12人）〔民生委員・児童委員10人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
佐藤 巧	青河町1028	(0824)68-2145	青河町(市場1・2、下青河、片山、宮地)
選出中⇒ご相談は同地区的佐藤巧委員へお願ひします。			青河町(上青河、原田、稼地、松谷)
玉井 隆行	上川立町200	(0824)68-2523	上川立町
角佛 道治	下川立町399	(0824)68-2388	下川立町、上志和地町(岡西1・2、折紙、中央、岸ノ下)
深水 美樹	上志和地町480-1	(0824)68-2810	下志和地町(木船、駿農、駿組)、上志和地町(大坪、市場、中所)
西川 しづえ	下志和地町905-2	(0824)67-3369	下志和地町(土居、西川、川東、船谷、新開、藤根原、春木)
宮本 正之	秋町515-1	(0824)68-2930	秋町、下志和地町(瀬谷)
★ 沖田 裕子	下志和地町1781	(0824)68-2546	西部地区全域
中村 幸恵	粟屋町2888-14	(0824)64-3150	粟屋町(落岩上・下、岩脇前・中・後、柳迫)
平尾 敏之	粟屋町3538-14	(090)8243-4624	粟屋町(荒瀬上・下、下津河内、馬行谷、長谷)
選出中⇒ご相談は同地区的佐藤巧委員へお願ひします。			粟屋町(旭上・下、米丸、亀谷上・下、中の村)
末國 学	粟屋町甲5448	(0824)63-6848	粟屋町(元国、中垣内、前・後大平、小森)
安部 龍惠	粟屋町656-2	(0824)63-6509	粟屋町(若屋、上旭、上村上・下、細田、長伝)
★ 中村 三郎	粟屋町2483-11	(0824)62-1384	西部地区全域

■君田地区（9人）〔民生委員・児童委員8人 主任児童委員1人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
佐々木 伸	君田町東入君614	(0824)53-2120	東入君(中組、南原、沖組、瀬戸組、市場、木呂田、森原)
服 部 功 彦	君田町東入君109	(0824)53-2028	東入君(松ヶ瀬下・中・上、グリーンハイツ松ヶ瀬、松ヶ瀬団地、中塚ハイム)
上 坂 敏 章	君田町西入君601	(0824)53-2053	西入君、泉吉田(下組、吉尾)
日 野 正 治	君田町茂田143	(0824)53-2821	茂田、泉吉田(上組、迫組、中組)
小 前 良 予	君田町藤兼197	(0824)53-2438	藤兼
佐 倉 正	君田町石原308	(090)4800-2953	石原
宮 本 道 予	君田町櫃田394	(0824)53-2803	櫃田(御所ヶ原、中野原、沓ヶ原)
福 田 美紀子	君田町櫃田1001	(0824)53-2003	櫃田(畑原、宮ヶ原、寺西、寺原)
★ 日 野 真 里	君田町東入君602	(0824)53-2133	君田地区全域

■布野地区（8人）〔民生委員・児童委員7人 主任児童委員1人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
中原 寿々男	布野町横谷909	(090)2800-9868	吸谷、吉谷、室、中郷、瀬戸、石貝
通 地 泰 登	布野町上布野325-2	(0824)54-2049	大原宮、奥之迫上、奥之迫下
三 浦 貴美子	布野町上布野768-1	(0824)54-2660	中村、町上、新町
森 島 邦 予	布野町上布野1580	(0824)54-2503	町中、町下
大 前 万寿美	布野町下布野1001	(0824)54-2633	二井殿、柳田、東
滝野口 真 弓	布野町下布野388	(0824)54-2739	姫ヶ谷、コブシ、大伴、河戸(季を除く)
森 田 みどり	布野町戸河内29	(0824)54-2474	戸河内上、戸河内下、河戸(季)
★ 三 上 月 江	布野町下布野1179-2	(0824)54-2622	布野地区全域

■作木地区（14人）〔民生委員・児童委員13人 主任児童委員1人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
中 上 貞由美	作木町伊賀和志909	(0824)55-2910	伊賀和志
楠 佐津美	作木町大津392-2	(0824)55-3440	大津
加 藤 幸 予	作木町森山西195	(0824)55-2361	森山西
森 島 美和子	作木町森山中927	(0824)55-2402	森山中、岡三渕
大 崎 真智恵	作木町森山東237番地内第1	(0824)55-2478	森山東、森山中
篠 原 忠 幸	作木町光守164-1	(050)5535-0973	大畠、光守
松 田 二 郎	作木町西野10360-1	(0824)55-3653	西野
高 畠 隆 雄	作木町上作木364-4	(0824)55-3420	上作木
山 根 栄 予	作木町下作木1002-2	(0824)55-2047	下作木上
岩 崎 則 彦	作木町下作木1586-1	(0824)55-2040	下作木下
滝 岡 万里子	作木町香淀371	(0824)55-2736	香淀下、門田下
金 子 若 葉	作木町香淀1027-1	(0824)55-3170	門田上、香淀上
下 田 百合子	作木町大山甲817	(0824)55-3243	大山
★ 加 藤 美恵子	作木町下作木969	(0824)55-3456	作木地区全域

■吉舎地区（17人）〔民生委員・児童委員15人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
選出中⇒ご相談は同地区的淀弘之委員へお願いします。			
岩 崎 智 予	吉舎町吉舎847-1	(090)4899-5451	四日市市住2、ほのぼの住宅、南田、栄町、西田市住、吉舎谷、白根
有 木 公 江	吉舎町吉舎570-3	(0824)43-7171	四日市下イ・ロ、四日市市住1、四日市上・中・定住促進住宅、東町上・下
池 田 幸 予	吉舎町吉舎198-3	(0824)43-2014	七日市上イ・ロ、七日市中・下、七日市市住1・2、東郷
西 家 美恵子	吉舎町上安田1919	(0824)43-4321	古市1~5丁目、古市市住
前 谷 司津香	吉舎町安田1811-3	(0824)43-4006	安田(大忠、角利、昭和、古市、平石、安田市住)
久保田 幸 男	吉舎町上安田617-2	(090)7123-0881	安田(寺迫、郷、上谷、鳥巣、ひまわり)
★ 田 邊 俊	吉舎町安田1717	(0824)43-3674	吉舎地区全域
淀 弘 之	吉舎町三玉641	(0824)43-2519	三玉
選出中⇒ご相談は同地区的淀弘之委員へお願いします。			
選出中⇒ご相談は同地区的淀弘之委員へお願いします。			
森 末 善 彦	吉舎町敷地679	(0824)43-3130	敷地(眞御堂、塩野、梅ノ木、一之渡、一日市)
植 木 鈴 予	吉舎町敷地2206	(0824)43-3953	敷地(下矢井、下矢井中、右谷、チ、リ、ヌ、小林上・下)
沼 丸 恭 予	吉舎町敷地4133	(0824)43-3972	敷地(ヲ、ワ、力、ヨ、タ、レ、ソ)
田 口 慶 予	吉舎町清綱255	(0824)43-4036	清綱、畠中団地
田 上 孝 治	吉舎町檜307	(0824)43-3326	檜
井 藤 圭 三	吉舎町丸田116	(090)8990-1638	丸田、雲通、吉舎川之内
奥 村 精 吾	吉舎町辻542-1	(0824)43-4085	辻
梶 原 芳 樹	吉舎町徳市2012	(0824)43-3498	徳市
★ 音 野 由 美	吉舎町雲通975	(0824)43-3460	吉舎地区全域

■三良坂地区（14人）〔民生委員・児童委員12人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
吉川信子	三良坂町灰塚26-1	(0824)44-2270	東区、中区
藤井ツキヱ	三良坂町灰塚23-1	(0824)44-2327	南区、西区
末石章二	三良坂町仁賀34	(0824)44-2439	光清、段、蔭地、日南、斗納
廣澤陽子	三良坂町仁賀11869	(0824)44-2530	宇根側、市場、皇渡、中山、尾野原、仮屋迫
菅正	三良坂町田利465-2	(0824)44-3264	田利、皆瀬、植野原
★ 藤永信昭	三良坂町皆瀬459-2	(0824)44-2631	三良坂地区全域
佐々木喜充	三良坂町三良坂229	(0824)44-3226	沖江、迫田、羽木、兎峰、田中
徳岡ますみ	三良坂町三良坂2598-1	(0824)44-3425	八雲、興亞、藤坂、三本木、塩野浦、祇園、みどりヶ丘 選出中⇒ご相談は同地区の上林恵子委員へお願いします。
渡邊健次	三良坂町三良坂922	(0824)44-2818	下本町、愛宕、駿前、中郷、下郷、岩崎
上林恵子	三良坂町三良坂1194-5	(0824)44-3569	日南、大仙、黒田、和田
小河内澄枝	三良坂町三良坂1878	(0824)44-2985	小川、十王堂、反、段が丘、上郷
宗山順子	三良坂町岡田134-1	(0824)44-3080	岡田、新開
助木清美	三良坂町長田860	(0824)44-3046	長田
★ 奴野和子	三良坂町三良坂765-1	(0824)44-3520	三良坂地区全域

■三和地区（15人）〔民生委員・児童委員13人 主任児童委員2人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
阿部司苑	三和町上壳949	(080)1078-9918	上郷、伏原、飯田
橋本眞由美	三和町上壳2066	(0824)52-2415	上宮崎、下宮崎、想田
佐々木雅啓	三和町上壳3405-4	(0824)52-2138	掛、番郷、日南、中曾根、半原
中野香	三和町上壳3876-2	(0824)52-2189	仏正、矢原、舟迫、上壳歩
森安由	三和町敷名318	(0824)52-3448	敷名1区～5区
塚本白枝	三和町敷名3948-1	(0824)52-2618	敷名6区～11区
行原雅典	三和町上板木368	(0824)52-2716	上板木1区～4区
瀬川博文	三和町大力谷622	(0824)52-2743	大力谷1区～4区
新藤加代子	三和町羽出庭12762-5	(0824)52-3676	羽出庭1区～5区、高鉢
沖田久美子	三和町羽出庭1681-2	(0824)52-2843	羽出庭6区～12区
渡邊順子	三和町羽出庭2840	(0824)52-2865	羽出庭13区～18区
栗矢洋子	三和町下板木1456-2	(0824)52-2726	下板木1区～7区、長谷
河浦公範	三和町福田452	(0824)52-3213	福田1区～4区、老人ホーム
★ 竹川眞智恵	三和町福田580	(0824)52-3205	三和地区全域
★ 林敬子	三和町敷名4852-3	(0824)52-2101	三和地区全域

■甲奴地区（14人）〔民生委員・児童委員13人 主任児童委員1人〕 ★…主任児童委員

名前	住所	電話番号	担当地区
矢城寛子	甲奴町本郷2091-2	(0847)67-2931	本郷郷、時兼住宅、駿前団地、コスマス裏、駿住宅、井堀
選出中⇒ご相談は同地区的新谷奈美枝委員へお願いします。			大谷、橋本、日南、矢原、板屋
田村賛子	甲奴町西野456-8	(0847)67-3563	美山莊、ケハウ、西野上、西野下、大歳住宅、明神住宅
★ 新谷奈美枝	甲奴町小童3301	(0847)67-2206	甲奴地区全域
永井千澄	甲奴町梶田2258	(0847)67-2326	梶田上、戸下、高山、兼石住宅
近藤正行	甲奴町梶田652-1	(0847)67-2208	下志、梶田郷、友森、粟島住宅
川上延子	甲奴町福田296-1	(0847)67-2977	福田上、福田中、福田下
花神憲明	甲奴町小童751	(0847)67-2832	宮部上、宮部下、下谷、井神住宅、祇園住宅
原田佐代子	甲奴町小童1552	(0847)67-3321	政広、麓、塙、山根、市場、桂正寺A・B
松田谷愛子	甲奴町小童2917-9	(0847)67-3262	頬藤、切松、中倉、中倉上、河本下、中反田、古屋、塩貝東・西
福岡明	甲奴町宇賀879	(0847)67-3083	城、貞森、明力、開、宮迫
選出中⇒ご相談は同地区的新谷奈美枝委員へお願いします。			郷下、郷上、専光寺谷、一宮谷、六ツ宗、宇賀住宅
岡垣節子	甲奴町宇賀3567-1	(0847)67-3052	掛谷、品中央、品東、太郎丸、広石、東谷
中岡良子	甲奴町有田1782-1	(0847)67-2784	上抜湯、下抜湯、上谷、下谷、西谷
橋田禎二	甲奴町抜湯103	(0847)67-2695	森、秋森、内附、抜湯下
永井公子	甲奴町太郎丸甲1275	(0847)67-2637	郷東、郷西、郷南、郷北、敷尾西、敷尾、宇根

●三次市内介護保険事業所・施設一覧

令和6年7月1日現在

【居宅サービス】

※印の事業所は介護予防サービスも実施

☆印の事業所は介護予防・生活支援サービス事業も実施

種別	事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援	松伯園居宅介護支援事業所	君田町東入君209-1	(0824)53-2030
	みよし社協居宅介護支援事業所	布野町上布野11093-1	(0824)54-2890
	社会福祉法人慈照会居宅介護支援事業所めぐみ	山家町597	(0824)62-7777
	J Aひろしまこうち居宅介護支援事業所	小文町439-2	(0824)63-7100
	居宅介護支援事業所すいれん	三次町1779-2	(0824)62-3322
	岡崎医院居宅介護支援事業所	十日市西三丁目13-1	(0824)55-6116
	J Aひろしま三次居宅介護支援事業所	十日市東三丁目1-1	(0824)63-9960
	居宅介護支援事業所花の里	十日市東四丁目3-10	(0824)63-0301
	居宅介護支援事業所ピレネ	粟屋町1731	(0824)63-9888
	三次地区医師会居宅介護支援事業所	粟屋町柳迫1649-1	(0824)64-3500
	居宅介護支援事業所いこい	畠敷町1539-1	(0824)65-0606
	水明園居宅介護支援事業所	南畠敷町441	(0824)62-8585
	章仁会居宅介護支援事業所	和知町11800-18	(0824)66-1181
	三次相扶の郷居宅介護支援事業所	東酒屋町354-8	(0824)63-0310
	ケイシンケアセンター居宅介護支援事業所	東酒屋町206-1	(0824)62-8211
	居宅介護支援事業所ゆうしゃいん	大田幸町10388-7	(0824)66-3555
	喜楽園居宅介護支援事業所	三和町下板木10685	(0824)52-2251
	居宅介護支援事業所ウイズ	三良坂町田利261-5	(0824)44-3556
	居宅介護支援事業所ユーワ・サポート	三良坂町三良坂732-3	(0824)44-2727
	こじか荘居宅介護支援事業所	吉舎町敷地10068-5	(0824)43-4462
	居宅介護支援事業所ひかり	甲奴町小童996-1	(0847)67-2250
	丸一居宅介護支援事業所	甲奴町小童754-3	(0847)67-2268
	美山荘居宅介護支援事業所	甲奴町本郷1707-1	(0847)67-2188
支予介 援防護	三次市地域包括支援センター	十日市東三丁目14-1	(0824)65-1144
	三次地区医師会居宅介護支援事業所	粟屋町柳迫1649-1	(0824)64-3500
訪問介護	ホームヘルプセンターみよし ☆	日下町143-1	(0824)65-0254
	訪問介護事業所とんがらり三次 ☆	三次町1232	(0824)62-2655
	サンキ・ウエルビィ介護センター三次 ☆	十日市中二丁目13-15	(0824)65-1521
	ニチイケアセンター三次	十日市南一丁目6-7 アナダビル1階	(0824)65-2361
	ヘルパーステーションルンビニ ☆	十日市南四丁目5-5	(0824)62-5566
	J Aひろしま三次訪問介護事業所 ☆	十日市東三丁目1-1	(0824)63-9960
	水明園訪問介護事業所 ☆	南畠敷町441	(0824)62-2841
	特定非営利活動法人がいじ	江田川之内町644-8	(0824)66-3077
	お助けどころみいちゃん家 ☆	江田川之内町644-10	(0824)66-1049
	ヘルパーステーションスマイル ☆	三和町下板木10685	(0824)52-2251
	ケイシンケアセンター訪問介護事業所 ☆	高杉町1245	(0824)66-2240
	ヘルパーステーションウイズ ☆	三良坂町田利261-5	(0824)44-3556
	ホームヘルプセンターみよし南 ☆	吉舎町吉舎723-1	(0824)43-3301
	美山荘訪問介護事業所 ☆	甲奴町本郷1707-1	(0847)67-2188
訪問リハ	医療法人社団岡崎医院	※ 十日市中二丁目14-33	(0824)63-5307
	三次神経内科クリニック花の里	※ 十日市東四丁目3-10	(0824)63-0330
	三次地区医療センター	※ 十日市東三丁目16-1	(0824)62-1103
	老人保健施設ピレネ	※ 粟屋町1743-8	(0824)62-8126
	三次地区医師会老人保健施設あさぎり	※ 粟屋町柳迫1649-1	(0824)62-6611
	介護老人保健施設リカバリーセンター章仁苑	※ 和知町11800-21	(0824)66-2755

種別	事業所名	所在地	電話番号
訪問看護	訪問看護ステーション「ビハーラ花の里」※	山家町605-20	(0824)62-7705
	訪問看護ステーションえのかわ※	三次町310-4	(0824)64-8444
	三次地区医師会訪問看護ステーション「スクラム」※	粟屋町柳迫1649-1	(0824)64-3192
	訪問看護ステーションかなう※	十日市西三丁目13-1	(0824)55-6370
	ゆうしゃいん訪問看護ステーション※	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110
通所介護	松伯園デイサービスセンター☆	君田町東入君209-1	(0824)53-2018
	デイサービスセンターふの☆◇	布野町上布野11093-1	(0824)54-2042
	デイサービスセンターさくぎ☆◇	作木町下作木1503	(0824)55-2119
	デイサービスセンターみよし☆◇	日下町143-1	(0824)65-0321
	JAHiroshima三次デイサービスセンターやすらぎ館☆	小文町439-2	(0824)65-1177
	デイサービスセンターさくら☆	三次町1880-1	(0824)62-2323
	岡崎医院デイサービスセンター「たすく」☆◇	十日市西三丁目13-1	(0824)55-6215
	機能訓練型リハ&サロンR☆◇	十日市南七丁目1-8	(0824)53-1170
	デイサービスセンター絆☆◇	十日市南三丁目3-8	(0824)63-0919
	デイサービスセンター十日市慈照園☆	十日市南四丁目5-5	(0824)62-5566
	デイセンターいこい☆	畠敷町1539-1	(0824)65-0606
	三次はたじきデイサービス☆	畠敷町358	(0824)64-7790
	デイサービスセンター水明園☆	南畠敷町441	(0824)62-2841
	デイサービスらくらく☆◇	南畠敷町227-1	(0824)62-1321
△は地域密着型サービス	デイサービスセンター三次相扶園☆	東酒屋町354-8	(0824)63-0310
	デイサービスセンタースマイル☆	三和町下板木10685	(0824)52-3833
	デイサービスセンターみわ☆◇	三和町敷名11460-2	(0824)52-3143
	デイサービスゆーあい☆◇	三和町上壱241	(0824)52-2148
	デイサービスセンターウイズ☆◇	三良坂町田利337	(0824)44-4222
	デイサービスこもれ陽☆	三良坂町灰塚22-7	(0824)44-4871
	こじか荘通所介護事業所☆	吉舎町敷地10068-5	(0824)43-3117
	通所介護事業所吉舎☆◇	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110
	デイサービスセンター美山荘☆	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188
	デイサービスチアフル☆	甲奴町本郷2555	(0847)67-5101
	介護老人保健施設ナーシングホーム沙羅※	山家町605-24	(0824)62-8800
	医療法人社団岡崎医院※	十日市中二丁目14-33	(0824)63-5307
	瀬山備北内科※	十日市東四丁目3-7	(0824)63-1311
	松尾整形外科リハビリクリニック※	十日市東四丁目5-7	(0824)55-6960
通所リハビリ	老人保健施設ピレネ※	粟屋町1743-8	(0824)62-8126
	三次地区医師会老人保健施設あさぎり※	粟屋町柳迫1649-1	(0824)62-6611
	介護老人保健施設リカバリーセンター章仁苑※	和知町11800-21	(0824)66-2755
	慈照園※	山家町597	(0824)62-2631
	菩提樹※	山家町620-1	(0824)64-0321
	ケアホーム「ディア・レスト三次」※	十日市中三丁目6-6	(0824)65-1122
	サービス付き高齢者向け住宅迦葉※	十日市東四丁目3-10	(0824)63-0301
特定施設入居者	サービス付き高齢者向け住宅第二迦葉※	十日市東四丁目2-1	(0824)69-0007
	水明園特定施設入居者生活介護事業所※	南畠敷町441	(0824)62-2841
	ケアホーム喜楽園※	三和町下板木10685	(0824)52-2346
	特定施設入居者生活介護事業所吉舎※	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110

種別	事業所名	所在地	電話番号
短期入所生活介護	松伯園短期入所生活介護事業所(併設型)	君田町東入君209-1	(0824)53-2016
	特別養護老人ホーム松伯園(空床型)	君田町東入君209-1	(0824)53-2016
	江水園短期入所生活介護事業所(併設型)	作木町香淀655	(0824)55-3388
	特別養護老人ホーム江水園(空床型)	作木町香淀655	(0824)55-3388
	特別養護老人ホームルンビニ園(空床型)	山家町597	(0824)62-2631
	ルンビニ園短期入所生活介護事業所(併設型)	山家町597	(0824)62-2631
	特別養護老人ホームすいれん(空床型)	三次町1779-2	(0824)62-3322
	短期入所生活介護事業所ゆかり	十日市中三丁目6-35	(0824)65-2112
	短期入所生活介護事業所花の里	十日市東四丁目3-10	(0824)63-0301
	くるみ荘ショートステイ(併設型)	粟屋町1718-2	(0824)63-6258
	特別養護老人ホームくるみ荘(空床型)	粟屋町1718-2	(0824)63-6258
	水明園短期入所生活介護事業所(併設型)	南畠敷町441	(0824)62-2841
	特別養護老人ホーム水明園(空床型)	南畠敷町441	(0824)62-2841
	特別養護老人ホームみよしの(空床型)	南畠敷町419-1	(0824)65-0843
	みよしの短期入所生活介護事業所(併設型)	南畠敷町419-1	(0824)65-0843
	短期入所生活介護けいしん	東酒屋町206-1	(0824)53-1025
	特別養護老人ホーム喜楽園(空床型)	三和町下板木10695-1	(0824)52-2346
	こじか荘短期入所生活介護事業所(併設型)	吉舎町敷地10068-5	(0824)43-3117
	特別養護老人ホームこじか荘(空床型)	吉舎町敷地10068-5	(0824)43-3117
	短期入所生活介護事業所吉舎	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110
	美山荘短期入所生活介護事業所(併設型)	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188
	特別養護老人ホーム美山荘(空床型)	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188
療養期介護所	介護老人保健施設ナーシングホーム沙羅	山家町605-24	(0824)62-8800
	老人保健施設ピレネ	粟屋町1743-8	(0824)62-8126
	介護医療院ほのぼの	粟屋町1731	(0824)62-2888
	三次地区医師会老人保健施設あさぎり	粟屋町柳迫1649-1	(0824)62-6611
	介護老人保健施設リカバリーセンター章仁苑	和知町11800-21	(0824)66-2755
福祉用具貸与	ユアエイト	布野町上布野2125-3	(0824)54-7807
	ケアショップしんわホーム	十日市南一丁目5-30	(0824)55-6661
	プロテア	十日市西六丁目9-17	(0824)62-9070
	株式会社ルピナス広島オフィス	畠敷町923	(0824)62-0384
	ケアサービスぶどう	西酒屋町871-5	(0824)65-2777
	株式会社ふじハートサービス三次事業所	西酒屋町74-1	(0824)65-2711
	有限会社岡田タンス店福祉部	三良坂町三良坂958-4	(0824)44-2082
	有限会社インテリアマツヤマ福祉用具貸与事業所	甲奴町西野553-9	(0847)67-2749
特定福祉用具販売	ユアエイト	布野町上布野2125-3	(0824)54-7807
	ケアショップしんわホーム	十日市南一丁目5-30	(0824)55-6661
	プロテア	十日市西六丁目9-17	(0824)62-9070
	株式会社ルピナス広島オフィス	畠敷町923	(0824)62-0384
	ケアサービスぶどう	西酒屋町871-5	(0824)65-2777
	株式会社ふじハートサービス三次事業所	西酒屋町74-1	(0824)65-2711
	有限会社岡田タンス店福祉部	三良坂町三良坂958-4	(0824)44-2082
	有限会社インテリアマツヤマ福祉用具販売事業所	甲奴町西野553-9	(0847)67-2749

【施設サービス】

種別	施設名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム松伯園	君田町東入君209-1	(0824)53-2016
	特別養護老人ホーム江水園	作木町香淀655	(0824)55-3388
	特別養護老人ホームルンビニ園	山家町597	(0824)62-2631
	特別養護老人ホームくるみ荘	栗屋町1718-2	(0824)63-6258
	特別養護老人ホーム水明園	南畠敷町441	(0824)62-2841
	特別養護老人ホーム喜楽園	三和町下板木10695-1	(0824)52-2346
	特別養護老人ホームこじか荘	吉舎町敷地10068-5	(0824)43-3117
	特別養護老人ホーム美山荘	甲奴町本郷1674	(0847)67-2188
保介健護施老人設人	介護老人保健施設ナーシングホーム沙羅	山家町605-24	(0824)62-8800
	老人保健施設ピレネ	栗屋町1743-8	(0824)62-8126
	三次地区医師会老人保健施設あさぎり	栗屋町柳迫1649-1	(0824)62-6611
	介護老人保健施設リカバリーセンター章仁苑	和知町11800-21	(0824)66-2755
* 1	介護医療院ほのぼの	栗屋町1731	(0824)62-2888

* 1 は介護医療院

【地域密着型サービス】

※印の事業所は介護予防サービスも実施

種別	施設名	所在地	電話番号
共認同知生症活対介応護型	グループホームふの慈照園	※ 布野町上布野11059-2	(0824)54-7111
	グループホームさくぎ	※ 作木町下作木739-1	(0824)55-3326
	グループホームゆうばえ	※ 山家町607-12	(0824)62-8801
	ふれあいの家えんや	※ 十日市西三丁目13-1	(0824)65-0722
	グループホーム三次・楽々苑	※ 南畠敷町198-2	(0824)64-3336
	グループホーム楽居	※ 南畠敷町488-3	(0824)55-6200
	グループホームかわち「ぬくもりの家」	※ 下川立町488-2	(0824)65-4077
	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームのぞみ苑	※ 三良坂町灰塚37-12	(0824)44-3738
居小宅規模多機能型	小規模多機能ホームすいれん	三次町1779-2	(0824)62-3322
	小規模多機能型居宅介護事業所ゆうしゃいん三次	※ 霞敷町238-1	(0824)68-0344
	小規模多機能型居宅介護事業所ゆうしゃいん塩町	※ 塩町2112-4	(0824)66-6040
	小規模多機能ひなや	※ 東酒屋町206-1	(0824)55-6120
	かわにし小規模多機能施設	※ 三若町2654	(0824)69-2022
	かわち小規模多機能施設「ぬくもり」	※ 下川立町488-2	(0824)65-4077
	小規模多機能型居宅介護事業所三良坂	※ 三良坂町三良坂1789-2	(0824)44-3008
	小規模多機能型居宅介護事業所藤原別荘	※ 甲奴町西野85	(0847)67-3310
* 2	看護小規模多機能型居宅介護よりいぬかなう	十日市西三丁目13-1	(0824)55-6370
看護老人	特別養護老人ホームすいれん	三次町1779-2	(0824)62-3322
	特別養護老人ホームみよしの	南畠敷町419-1	(0824)65-0843
* 3	JAひろしま定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	十日市東三丁目1-1	(0824)63-9960
	定期巡回随时対応型訪問介護看護事業所ゆうしゃいん	吉舎町吉舎606	(0824)43-3110

* 2 は看護小規模多機能型居宅介護

* 3 は定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

※地域密着型通所介護は60頁参照

●三次市内障害者(児)関係施設・事業所一覧

【障害福祉サービス事業所】

■相談支援事業所

令和6年7月1日現在

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	計画相談 支援(者)	計画相談 支援(児)	地域移行 支援	地域定着 支援
ニューライフ君田 相談支援事業所	君田町東入君357-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	○
予鹿障害児等 療育支援事業所	粟屋町11604-1	(0824) 62-1211 (0824) 62-1225	○	○		
相談支援事業者 ゆうしゃいん	大田幸町10388-7	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839	○	○	○	○
ふらっと 相談支援事業所	甲奴町本郷1215-1	(0847) 67-5052 (0847) 67-2080	○	○	○	○
相談支援事業所 おおぞら	粟屋町1731	(0824) 62-2888 (0824) 62-1931	○			
三次市 障害者支援センター	十日市東三丁目14-1	(0824) 65-1131 (0824) 65-1132	○	○		
相談支援事業所 ココみよし	西酒屋町30-3	(0824) 53-1213 (0824) 53-1223	○	○		
相談支援事業所 お結び	畠敷町22-4	(0824) 55-6664 (0824) 55-6646	○	○		

■居宅介護(重度訪問介護・行動援護・同行援護)

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者				重度 訪問 介護	行動 援護	同行 援護
			身体	知的	精神	児童			
サンキ・ウエルビィ 介護センター三次	十日市中二丁目13-15	(0824)65-1521 (0824)65-1522	○	○	○	○	○		○
ホームヘルプセンター みよし	日下町143-1	(0824)65-0254 (0824)65-0362	○	○	○	○	○		○
ニチイケアセンター 三次	十日市南一丁目6-7 アナダビル1階	(0824)65-2361 (0824)65-2363	○	○	○	○	○		○
ヘルパーステーション ルンビニ	十日市南四丁目5-5	(0824)62-5566 (0824)62-5586	○	○		○			
ホームヘルプセンター みよし南	吉舎町吉舎723-1	(0824)43-3301 (0824)43-7005	○	○	○	○	○		○
ヘルパーステーション あらくさ	甲奴町本郷1215-1	(0847)67-5052 (0847)67-2080	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション ウイズ	三良坂町田利261-5	(0824)44-3556 (0824)44-3556	○	○	○	○	○		

■短期入所

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者				定員
			身体	知的	精神	児童	
ともえ学園	西河内町10250	(0824)62-5130 (0824)62-1934		○			2
予鹿短期入所事業所	粟屋町11664	(0824)63-1151 (0824)62-1933	○	○		○	4
ニューライフ君田 短期入所事業所	君田町東入君357-1	(0824)53-2080 (0824)53-2082	○	○	○		8
あらくさ 短期入所事業所	甲奴町本郷11584	(0847)67-3410 (0847)67-2080	○	○	○	○	5
にじ色短期入所事業所	甲奴町本郷1018-4	(0847)67-3410 (0847)67-2080	○	○	○	○	3
さくら短期入所事業所	甲奴町本郷11583-2	(0847)67-3410 (0847)67-2080	○	○	○	○	1
ケアハウス君田 短期入所事業所	君田町東入君238-1	(0824)53-2080 (0824)53-2082	○	○	○		1
短期入所事業所 ゆうしゃいんCCM	大田幸町10388-7	(0824)66-3555 (0824)66-2839	○	○	○	○	5
ビハーラ花の里病院 (医療型)	山家町605-20	(0824)62-7700 (0824)62-7709	○	○			3
ショートステイ ココネル	四拾貫町812-6	(0824)53-1213 (0824)53-1223	○	○	○	○	5

■共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
グループホームやまびこ	栗屋町2828-3	(0824) 68-0105 (0824) 68-0105		○	○	14
ゆうしゃいん三次	畠敷町238-1	(0824) 68-0344 (0824) 68-1344		○	○	6
ゆうしゃいん笑花	十日市東五丁目13-10	(0824) 62-3705 (0824) 68-1344		○	○	5
ケアハウス君田	君田町東入君238-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	7
にじ色ホーム	甲奴町本郷1018-4	(0847) 67-3410 (0847) 67-2080	○	○	○	5
さくらホーム	甲奴町本郷11583-2	(0847) 67-3410 (0847) 67-2080	○	○	○	5
コーポレート・アーデン	大田幸町10266-4	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839		○	○	6
ゆうしゃいんCCM	大田幸町10388-7	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839	○	○	○	20
とこりん	三良坂町三良坂1782	(0824) 44-3008 (0824) 44-3050	○	○	○	6

■生活介護

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
ともえ学園	西河内町10250	(0824) 62-5130 (0824) 62-1934		○		70
障害児（者）通所事業所 ウイズワン	栗屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933	○	○		5
障がい者支援施設 ニューライフ君田	君田町東入君357-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	60
あらくさ	甲奴町本郷11584	(0847) 67-3410 (0847) 67-2080	○	○	○	20
生活介護事業所 ココみよし	西酒屋町30-3	(0824) 53-1213 (0824) 53-1223	○	○	○	20
障害者多機能型事業所 コーポレート・アーデン	大田幸町10266-4	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839	○	○	○	20

■就労継続支援「A型」

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
障がい者 社会就労センター三次	十日市東五丁目7-35	(0824) 65-6860 (0824) 65-6861	○	○	○	20
未来ファーム	三次町346-3	(0824) 69-0600 (0824) 63-8899	○	○	○	10

■就労継続支援「B型」

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
三次共同作業所	南畠敷町342-3	(0824) 63-2963 (0824) 63-2963	○	○	○	20
ゆうしゃいん三次	畠敷町238-1	(0824) 68-0344 (0824) 68-1344	○	○	○	10
コーポレート・アーデン	大田幸町10266-4	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839	○	○	○	20
障がい者 社会就労センター君田	君田町東入君238-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	40
夢工房ねむの木	甲奴町本郷1215-1	(0847) 67-5051 (0847) 67-2080	○	○	○	40
障がい者 社会就労センター三次	十日市東五丁目7-35	(0824) 65-6860 (0824) 65-6861	○	○	○	20
YCC	吉舎町吉舎578-4	(0824) 43-3138 (0824) 43-2646	○	○	○	10
晴ればれ	栗屋町1731	(0824) 62-1086 (0824) 62-1086	○	○	○	20
エンポート三次	十日市南七丁目12-9-5	(0824) 55-6686 (0824) 55-6687	○	○	○	20

■就労移行支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
障害者多機能型事業所 コーポレーティング	大田幸町10266-4	(0824) 66-3555 (0824) 66-2839	○	○	○	6

■自立訓練(生活訓練)

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
生活訓練事業所 これから	十日市中一丁目6-14 2階	(0824) 53-1122	○	○	○	20

■施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
ともえ学園	西河内町10250	(0824) 62-5130 (0824) 62-1934		○		70
障がい者支援施設 ニューライフ君田	君田町東入君357-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	52

■療養介護

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者			定員
			身体	知的	精神	
予鹿医療療育センター	栗屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933	○	○		80

【地域生活支援事業所】

■移動支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号
サンキ・ウエルビィ介護センター三次	十日市中二丁目13-15	(0824) 65-1521 (0824) 65-1522
ホームヘルプセンターみよし	日下町143-1	(0824) 65-0254 (0824) 65-0362
ニチイケアセンター三次	十日市南一丁目6-7 アナダビル1階	(0824) 65-2361 (0824) 65-2363
ヘルパーステーションルンビニ	十日市南四丁目5-5	(0824) 62-5566 (0824) 62-5586
ホームヘルプセンターみよし南	吉舎町吉舎723-1	(0824) 43-3301 (0824) 43-7005
ヘルパーステーションあらくさ	甲奴町本郷1215-1	(0847) 67-5052 (0847) 67-2080
ヘルパーステーションウイズ	三良坂町田利261-5	(0824) 44-3556 (0824) 44-3556

■日中一時支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	主たる対象者				定員
			身体	知的	精神	児童	
ともえ学園 日中一時支援事業所	西河内町10250	(0824) 62-5130 (0824) 62-1934		○			若干名
予鹿 日中一時支援事業所	栗屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933	○	○		○	4
ニューライフ君田 日中一時支援事業所	君田町東入君357-1	(0824) 53-2080 (0824) 53-2082	○	○	○	○	5
あらくさ 日中一時支援事業所	甲奴町本郷11584	(0847) 67-3410 (0847) 67-2080	○	○	○	○	5
三次アカデミー 日中一時支援事業所	栗屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933		○		○	12
三次アカデミー 日中一時支援事業所	栗屋町11604-1	(0824) 62-1211 (0824) 62-1225		○		○	10
さぼーとルームゆい	畠敷町22-4	(0824) 55-6664 (0824) 55-6646	○	○	○	○	6
日中一時支援事業所 ココみよし	西酒屋町30-3	(0824) 53-1213 (0824) 53-1223	○	○	○	○	3

■地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話番号	定員
地域活動支援センターふらっと	甲奴町本郷1215-1	(0847) 67-5052	—
かぜくさ	十日市東四丁目11-3	(0824) 65-1305	30
ともえ三次工房	畠敷町1351-10	(0824) 62-1686	19
ジョイジョイワーク第3作業所	三次町2054-1	(0824) 63-0209	15

【児童通所支援事業所】

■児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	粟屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933	5
児童発達支援センターバンビ	粟屋町11604-1	(0824) 62-1211 (0824) 62-1225	10
キッズさぽーと y u i	畠敷町22-4	(0824) 55-6664 (0824) 55-6646	10
Child Careごごみ	十日市南二丁目14-10	(0824) 53-1822 (0824) 53-1832	5

■放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員
障害児(者)通所事業所 ウイズワン	粟屋町11664	(0824) 63-1151 (0824) 62-1933	5
児童発達支援センターバンビ	粟屋町11604-1	(0824) 62-1211 (0824) 62-1225	5
スマイルのお家みよし	十日市南七丁目9-25	(0824) 63-1141 (0824) 63-1181	10
放課後キッズ楽喜	南畠敷町488-3	(0824) 63-5611 (0824) 65-2540	10
キッズさぽーと y u i	畠敷町22-4	(0824) 55-6664 (0824) 55-6646	10
結	畠敷町22-2	(0824) 69-0567 (0824) 69-0568	10
Child Careごごみ	十日市南二丁目14-10	(0824) 53-1822 (0824) 53-1832	5

■保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号
児童発達支援センターバンビ	粟屋町11604-1	(0824) 62-1211 (0824) 62-1225

主な窓口一覧

●三次市福祉保健部（三次市福祉事務所）

■高齢者福祉課

高齢者福祉係	TEL (0824)62 - 6145	FAX (0824)62 - 6285
介護保険係	TEL (0824)62 - 6387	

■社会福祉課

社会福祉係	TEL (0824)62 - 6146	FAX (0824)62 - 6285
障害者福祉係	TEL (0824)65 - 2051	

■健康推進課

健康企画係	TEL (0824)62 - 6232	FAX (0824)62 - 6382
健康推進係	TEL (0824)62 - 6257	

■君田支所

	TEL (0824)53 - 2111	FAX (0824)53 - 2961
--	---------------------	---------------------

■布野支所

	TEL (0824)54 - 2111	FAX (0824)54 - 2429
--	---------------------	---------------------

■作木支所

	TEL (0824)55 - 2111	FAX (0824)55 - 3678
--	---------------------	---------------------

■甲奴支所

	TEL (0847)67 - 2121	FAX (0847)67 - 3126
--	---------------------	---------------------

■吉舎支所

	TEL (0824)43 - 3111	FAX (0824)43 - 3062
--	---------------------	---------------------

■三良坂支所

	TEL (0824)44 - 3111	FAX (0824)44 - 3675
--	---------------------	---------------------

■三和支所

	TEL (0824)52 - 3111	FAX (0824)52 - 2787
--	---------------------	---------------------

●三次市社会福祉協議会（地域福祉課・生活支援課）

TEL (0824)63 - 3340	FAX (0824)62 - 6827
※権利擁護センターは生活支援課内にあります。	

●三次市地域包括支援センター

■地域包括支援センター	TEL (0824)65 - 1146	FAX (0824)65 - 1132
■介護予防プランセンター	TEL (0824)65 - 1144	FAX (0824)65 - 1132

●三次市障害者支援センター

TEL (0824)65 - 1131	FAX (0824)65 - 1132
---------------------	---------------------

●三次市生活サポートセンター

TEL (0824)65 - 1180	FAX (0824)62 - 6827
---------------------	---------------------

●備北障害者就業・生活支援センター

TEL (0824)63 - 1896	FAX (0824)63 - 1897
---------------------	---------------------

掲載している内容は、個別に基準を記載しているページを除き、令和6年4月1日を基準としています。

対象者、要件、費用負担等の内容を、年度中途に見直しする場合があります。必要に応じて、お問い合わせ先等（事業所や福祉保健部等）に内容をお確かめください。

三次市福祉保健部（三次市福祉事務所）

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1（三次市役所）

令和6年7月 発行